

第4回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会 議事要旨

1 日時 平成18年7月24日(月)13:00~17:00

2 場所 三田共用会議所

3 出席委員等

(1) 委員

前田委員(座長)、相原委員、姉崎委員、江川委員、岡田委員、玄田委員、坂元委員
下田委員(座長代理)、藤岡委員、藤川委員、義家委員、池田委員 代理、竹花委員
小林委員

(2) オブザーバー

田代内閣府参事官、有松文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

(3) ゲストスピーカー

三浦修一 横浜国立大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究員

古市裕久 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

KDDI株式会社

ボーダフォン株式会社

(4) 事務局(警察庁生活安全局)

巽長官官房審議官、山口少年課長、中川少年保護対策室長、河原情報技術対策課理事官

4 議事

(1) 開会

(2) 三浦修一氏の説明・質疑

【三浦氏】初めまして、三浦でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は今日この場にお声をおかけいただいたいろいろな経緯があるんですが、3月31日まで横浜市の中学校の校長をしておりました。かなりいろいろ課題のある学校だったんですが、私が5年間校長をしている間に学校の様子が大変改善されたということで、地域の皆さんから随分喜んでいただいたというようなことがありましたが、その具体的なことはまた後ほどお話ししますが、3月31日に定年まであと3年あるんですが、退職いたしました。

というのは、校長という仕事をやりながらいろいろ考えてきたことをもう一度自分なりにきちんと勉強し直す必要があるんじゃないかということ強く感じておりました、3月31日に退職いたしまして、4月からはお手元のレジюмеにございますような横浜国大の教育実践総合センターということで研究員をやらせていただきながら、夜間の大学院に通いまして、学校教育臨床という分野の教育研究の方の勉強をしている最中でございます。ただ、今まで30年ちょっと中学校の教員をしておりましたので、その中で皆さんの研究会の内容を拝見した中で、私がこんなことをということを幾つか申し上げさせていただくという機会にさせていただきたい。

そんな趣旨で参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、レジュメに沿いまして、お話をさせていただきたいと思います。

最近のことからですが、1つ目、携帯電話の使われ方で私が大変ショックを覚えたのは、女子の生徒の携帯電話のカメラ機能を使って、女の子たちが男性の性器を写した画像を持っていて、それを比べっこしていたということですね。若い先生から報告があったんですね。これは大変ショックでして、情緒な面ではもちろんそれなりにいろいろ課題がある子なんです、えっと思うような子たちが実はそのメンバーに含まれていた。そのメンバーは誰なのと先生方が聞いていったら、つまり前はいわゆる問題行動を起こす子たちとそうでない子たちというのは、境目があるレベルであったんですが、特に携帯電話が普及し出してから、その垣根が非常に低くなったように学校では感じています。そこに書きました「良い子・悪い子・普通の子」というキャッチフレーズ、おもしろいフレーズがありましたが、この境目がなくなっている。一見いい子だと思われているような子が実は携帯電話ですとか、インターネットの世界で大変影の部分を持っていて、それが学校に大きな問題を与えているというようなことが実はたくさんあります。匿名性とか、それから人の見えないところで何かができるということについて言うと、我々が見ていていい子だなと思う子どもも実はそういうところへすっと入ってってしまうという危険性が携帯電話やインターネットの世界にあるのではないのかなということ非常に強く感じています。

具体的にはどういうことが起きているかということですが、最近の学校でのいろいろな問題は、前は対面型で問題が起きていたんですが、最近はメールですとか掲示板ですとか、そういうところからたくさん問題が起きてきています。例えば、「けんかサイト」と書きましたが、皆さんも多分ご存じだと思うんですが、例えば横浜けんかサイトとか、葛飾けんかサイトさんという、そういうサイトがネット上にあるんですね。これは2ちゃんねるから派生したところで書き込めるようなサイトなんです。実際に横浜であったことなんですけれども、ある中学生が横浜けんかサイトに書き込みをしました。何とか中学校のやつらは生意気だけでも大したことはないという書き込みをしたわけです。それを読んだ該当の中学生が何もそんなことはないだろうというので、サイト上で何度かやりとりをして、じゃ本当はどっちが強いのか勝負をつけようぜというので、ある広い公園に十数校の合計人数にして70人ぐらいの子どもが集まりまして、一触即発の事態になりました。それがいろいろな経路でわかったので、先生方が出て行って、警察も動いていただいて、事前には止まったんですけども、そういうようなサイトがあります。そういうところに割に子どもたちは気楽にアクセスします。それから、そういうサイトがあるということを口コミで、あるいはメールの中で、そういうことをよく知っているというような事態が起きています。そういう子たちは特にそういうことを求めてやっているわけですが、実は例えば学級委員クラスの子たちもけんかサイトというのは知っていて、見たことあるよというような話が子どもたちの話の中に出てきます。

それから、最近も私どもが何人かの先生方と話していて気になったのは、「お財布ドットコム」という、これはインターネット上のホームページとかを開くと小さい広告が載っています

ね、そういう広告の広告主からこのメールを10人にばらまくと100円くれると、そういうサービスがあるんですね。ある子はそれで毎月1万円稼いでいる。最終的に教えてくれなかったんですが、「お財布ドットコム」は一月1万円ぐらいしか稼げないけれども、実はもう一つ別のがあって、そこは月に3万円ぐらい稼げるよと。「それはどうやって受け取るの」と言ったら、「銀行口座経由で振り込みで」。「だって君、銀行口座どうしているの」と言ったら「親の口座を一つもらった」と言うんですね。実際にその子の通帳を見せてもらったら、毎月1万何千円か振り込みが定期的にある。つまり子どもたちはそういうところで非常にうまく立ち回っているという感じがいたします。

それから、なりきりサイトというのがありまして、人のメールアドレスでメールが発信できるサイト、「だれだれむかつく」という発言を自分がしたいのに別の人のなりきりサイトを經由してやると、その人のメールアドレスで行っちゃうんですね。そうすると、書いた方はメールアドレスの私が例えばA君になりすましてやったとしてB君の悪口をした。B君はA君が悪口を書いたと思って、A君に向かって「おまえ、何だよ」とやると、やられた当人は何だかわからないんだけど、でもトラブルが起きて、そこでぶん殴られるというような、そういうことが実際に起きています。こういうことが学校の中では急速に広がっているというところちょっと語弊があるかもしれませんが、非常に広がりやが厳しいなということを感じています。

「 中学校サイト」という掲示板がそこらじゅうにありまして、その中ではいじめですとか中傷ですとか、ものすごいっぱい多いですね。しかもそこに書いてあることが誰のことかわかるんですね。例えば、「明美さん」という名前だったら「 美さん」と書いてあるんですね。その というのは誰を指しているか、生徒はみんなわかっちゃう。それで、あいつ生意気だよとか、そういうような書き込みがたくさんあって、そこが原因で起きているトラブルというようなことが現実にたくさんあります。つまり今学校で気になっていますのは、今までは直接会ってしてきたコミュニケーションが、そうではない、ネット上ですとか携帯のサイト上ですとか、そういうところで行われている。コミュニケーションの二重構造というか多重構造というか、顔を見ては言えないコミュニケーションを、そういう中でしているというところから派生する問題が非常に多いのではないかなということを感じております。

それから、保護者については皆さんご存じだと思いますが、一つだけPTAの対応なんですけど、よく携帯を持たせる、携帯を持ってきたって別に学校は困らないじゃないかという保護者がたくさんいます。現実にそういうことを認めた中学校は私の近くにも実はあるんですが、認めて何カ月かしてその学校は大荒れになりました。つまり子どもたちが携帯の方へどんどん、どんどん傾斜して行って、学校の中全体として非常に悪い雰囲気になってしまって、学校が荒れていったという中学校を見ています。そういうところから、中学校では持ち込みを禁止するという指導をずっとしてきましたし、今もしています。

実際に携帯の所有率がさまざまな調査で明らかかなように5割を超えていると思いますが、ただし子どもたちは学校には持ってきても大半の子は出さない。ポケットに入れていたり、電源を切っていたり、帰りに校門を一步出るとぱっと電源を入れてメールを慌てて打ったり、そう

いうことはしていますが、大半の子どもたちは非常に健全だと思います。これは今までのいろいろな生徒指導上の問題も全く同じですね。学校が荒れている、荒れているという言い方をされていますけれども、日本中に1万ちょっとある中学校すべてが荒れているわけではありませぬし、1学年120万人ぐらいの生徒がいますけれども、その120万人全部が荒れているわけじゃないんですね。ほとんどの子どもたちは健康だと思います。ただし、厳しくなることが考えられますので、ぜひそのタイミングは考えていく必要があるのではないのかなというふうに思います。

時間の関係がありますので、レジュメにお書きしたことすべてではなくて、私が一番申し上げたいなと思っていたことは3番のところですので、このことについて何点か申し上げて、私の話をまとめたいと思いますが、子どもたちの中で起きていることは当然私たちと大人社会の反映である、という前提がさまざまな研究会の議事録等を読ませていただいてもそのとおりだと思いますが、その前提に立って話を進めていくと、私が今学校教育に携わる者としてぜひお願いしたいと思うのは、企業の社会的な責任というところだと思います。これはどういうことかといいますと、情報教育とか情報リテラシーを育てようということで、学校でいろいろなことをやるよというよということで、例えば文部科学省から来たり、さまざまところからいろいろな仕事に来るんですが、ほとんど対応できない。何でかというよ、先生方が知らない。それから、わからない。それから、何を対応していいかという具体性がないんですね。そういうことを考えますと、特に情報化社会がこれからますます進展していくことを考えたときに、私は情報機器ですとか、情報のいろいろなソフトやハードをつくっている企業がそういうものをもっときちんとつくった上で、学校にそういうものを向けていただくようなシステムをつくっていただく必要があるのではないのかなと考えています。

具体的に申し上げますと、情報リテラシーのカリキュラムを例えばNTTとかauですとか、携帯電話の会社ですとか、あるいはプロバイダのようなところが連合をして、情報教育をどうしていくことがこれからの情報社会にとってプラスになるのかという視点から、具体的に情報カリキュラムをつくっていただくというようなことがあってもいいというよ、そういうふうにあっていいと思っています。実際に、教員では、多分それは今の学校教育のシステムでは対応できないと思います。私は学校教育の中にいた人間として、そういうことはすべて学校でやればいいではなくて、学校にこういうことをやってほしいけれども、こういう準備があるからやってくださいという具体性のある提案をしていただいたものを学校が引き受けてやるというよ、そういうシステムはできるだろうと思います。

例えば、どういう組織になるかは全く考えないとしても、情報リテラシーを育てるカリキュラムを開発して提供するということを情報にかかわる企業が必ずやる責任を持つというよ、そういうシステムをつくっていかない限り学校はますます大変になっていくんじゃないか。例えば、NTTの売り上げの0.何%は必ずそのために拠出して、みんなでそういうものをつくって、子どもたちが具体的に使える資料までつくって学校に提供するというよ、つまり掛け声だけでなく具体的な物、人、事をきちんと学校に提供していただくようなことをやってい

ただが必要があるのではないのかなというふうに思っています。特に学校では、ITに関するさまざまなことがご存じのとおりで大変遅れています。例えば、いまだに光が入っていない学校が多分小学校、中学校では5～6割、ISDNレベルの通信網しかないというようなところがほとんどで、家庭の方がはるかに進んでいるという状況があります。

それから、いろいろな問題が起きていますけれども、先生方は100%そのことを知っているわけではありませんので、具体的なケーススタディをやっていただくとか、あるいは子どもたちの市民意識みたいなものを育成するような、そういうカリキュラムを、これは教育の中にいた人間から言うと怒られちゃうかもしれませんが、文部科学省ではないところでつくったものを学校に持ち込んでやっていただくというようなことがあっていいんだろうと思っています。

具体的に言いますと、例えば私がいた学校では薬物乱用に関することについては、専門的な取締機関の広報を担当している方に毎年来ていただいて、2年生、3年生を対象に毎年一回必ずやりました。子どもたちが麻薬の恐ろしさとか、そういうことについて大変高い意識を持つようになりました。それから、喫煙、禁煙教育もそうですね。そういう方たちに来ていただいてやっていただく非常に具体的でわかります。

そういうことを考えたときに、これからの情報リテラシーを育成するためには、文部科学省や教育界だけの枠組みじゃなくて、情報産業にかかわる企業の責任として、そういうことをきちんと日本の子どもたちのために育てていくんだという、そういうスタンスをつくっていただく必要があるのではないのかなと。そうすることによって、いろいろなことが変わっていくんじゃないのかなというふうに考えています。

いずれにせよ新たなカリキュラムは必ずつくらなきゃいけないと思います。今、高等学校で情報科ができましたけれども、ほとんど機能していません。それから、小学校、中学校で情報教育について教えている。総合的な学習の時間の大事な項立ての中で一つありますけれども、現状として具体的にはほとんど機能していません。ですから、そういうことを具体化するという提言をぜひつくっていただけたらいいなと思っています。

最後に、私はこのところいろいろなことを立場が変わって少し勉強させていただく中で、思い当たったことの一つは、一番下の行に書きましたが、OECDが子どもたちの情報リテラシーや読解リテラシーを育成するといったものがどの程度身につけているかということで、PISA調査というのをやりましたが、その上位概念として、今年5月の末ですけれども、国立教育政策研究所の研究官以下何人かの方がかかわって、OECDが出している提言の翻訳書が出ました。「キー・コンピテンシー」という本ですが、その中にこれからの人間社会をつくっていく上で必要とされる能力を総体化して、全体としてトータルとして見たときにこういう能力が必要だろうということで提言をしている中にキー・コンピテンシーという考え方があります。その中心になっているのは、さまざまな道具を相互作用的に用いる能力という言い方をしています。

この道具という言い方はマテリアルなんですけれども、大変協議がありまして、実際には情

報テクノロジーのような具体的な、物理的なものと、それから文化的なものの両方を含んで、そういうものをこれからの社会の向上のために役立てていく、そういう能力を育てていく必要があるんじゃないかというのがO E C Dの提案です。そういうのを含めて、特にとりわけ情報リテラシーに関しては、文部科学省がやっている学校教育のフレームだけではなくて、社会的な大きな課題だと思しますので、先ほど申し上げましたようなところからも、企業の役割を果たしていただく、そういうことを学校に対して向けていただくというような、そういう広いスタンスで子どもたちのために考えていただく必要があるんじゃないか。まさにそういうことをしていけないといけないうらい、危機的な状況に学校はあるということをぜひご理解いただきたいというふうに思います。

【座長】 どうもありがとうございました。

我々にとっても、携帯電話が子どもに与える影響を見直していく対策の中で、企業の側がリテラシー教育の中にもっと踏み込むとか、非常に直接つながるようなご提言もいただいていますし、非常にリアルな話も伺ったわけですが、委員の皆様方から何かまずご質問戴きたいと思いますが。

【B委員】 学校ができることの限界を超えているというふうな気が正直私はしております。特に携帯電話からのインターネット利用は、学校が基本的には対応できないと、この点では賛成ですけれども、もう一つの点で企業に情報カリキュラムを作るということを要求するというのは、私ども5年間の群馬県の経験では無理です。限界があることがわかってきました。結局は低学年への安易な販売促進に結果的になってしまう。そういうつもりではないとおっしゃっていてもなってしまうたり、それから子どものネットの遊び方についても、十分に都合の悪いことは言えない、そういうこともわかっておりますので、私どもでは市民インストラクターが最終的には学校の校長先生も入っていますけれども、市民として教育委員会や青少年課などと一緒にカリキュラムを作ってやっていくという体制になりました。一言申し上げます。

【三浦氏】 おっしゃることはよくわかるんですが、そういうことについては責任を負う、要するに企業が本来持つべきではないかということをお願いしたいです。

【B委員】 それは賛成です。しかし、企業が持つべき責任がどこまでかを明快にしないと、今の私の受けた印象では、保護者も市民も学校も、企業にかなりのことをおっかぶせてしまう。本来営利企業としてやるべきことがあるのに、ごちゃごちゃになる、ということが懸念されますので、そういう意味で申し上げたということです。

【C委員】 中学校で携帯電話の持ち込みを禁止しているというお話をされましたけれども、それはそれぞれの中学校の判断なんですか、それとも横浜市全体での判断、例えば横浜市の教育委員会で、それは中学校に持ち込ませない、学校には持ち込ませないという決定をして指導しているということなんでしょうか。

【三浦氏】 教育委員会の指導があったとか、そういうことではありません。むしろ生徒指導を具体的にやっている現場の先生たちの意見を集約する形で、校長会の校長たちがいろいろ勉強する中に生徒指導に関する校長たちの担当の勉強会がありますので、その中で携帯電話の扱

いをどうするべきかということで、何年か前からやっていて、基本的には持ち込むことを認めるべきではないだろうというのが考え方です。大体横浜市内の中学校では、校長たちも自分のベースとしてそういうのがありますので、そういうことで指導はしています。

【C委員】 そういうのを中学校個別の判断ではなくて、悪いものだという総意があれば、全体として中学校、高校はどうかわかりませんが、小学校、中学校には子どもたちに携帯電話を持ち込ませないということを全体として決めて指導してしまうということについては、どのようにお考えになりますか。

【三浦氏】 基本的に、学校では学習に必要なものを持ち込まないという一番大きなルールをつくっています。それが一番大きなルールで、細かいところについてはその都度いろいろ考えてやっていこうねという、そういうやり方をしているところが多いと思います。ですから、学校の機能として、学習をする場なんだから学習に必要なものを持ってくる。必要ないものは持ってこないというレベルでどうするかという問題からスタートしているというふうに思っています。

ただ、例えば隣の中学校が携帯電話ありにすると、あっという間にそれは伝わるわけですね。隣でいいんだったらうちでもいいやと、そういうことになってしまいますので、これはみんなで守っていくルールとして子どもたちに守らせようよという、そういう発想は皆さん持っています。

【C委員】 携帯電話については、先生のおられた中学校を含めて中学校では子どもたちにどのように教育をされておられますか。携帯電話は使い方によっては大変危険なものだというようなことについては、教育をされておられますか。

【三浦氏】 携帯電話については、今、委員がおっしゃったようにやっております。携帯電話は便利なものである。大変役に立つものだし、それはそれで価値はあるけれども、学校では必要ないから、こういうわけだから学校には持ち込まないんだよというルールを持って、それを子どもたちに納得させた上で、ルールはルールとしてきちんと守っていこうという指導はしています。

それから、携帯電話の利便性みたいなことについては、もちろんやっていますけれども、ただほとんどその利便性という部分については、子どもたちはわかっていますので、ですからそのことを取り立てて学校で指導するということは基本的にはないと。ただ、インターネット上のマナーとかエチケットについては、情報の担当が指導したり、それから学校の生活指導面でもそういうことの指導はしています。

【C委員】 ちょっと僕の質問が悪かったかもしれませんが、携帯電話の危険性について、子どもたちに教育がなされていますか、それともなされているとすればそれはどういう形でどういうものを教材にして行われておりますでしょうか。

【三浦氏】 正直申し上げると、系統的に教材を用いてというようなやり方が私が見てきた範囲で言えば、本当の意味で適切な教材が見当たらないので、何かの時間に例えば総合的な学習の時間ですとか、あるいは市民的な意識向上という意味で道徳の時間とか、そういうようなや

り方では基本的にはしてきていません。生活指導上、こういう問題が起きたことがあるよとか、それからこういうことがあるとみんなにとっても嫌な思いをするから、携帯電話の使い方は気をつけようというような、生活指導的な発想からの指導はしてきていると思います。

【C委員】 そうしますと、横浜市の教育委員会は、そういう携帯電話の危険性について、この教材に基づいてこういうことを教えなさいよという形で各中学校に指示をしていないわけですか。

【三浦氏】 基本的に、日本中どこへ行っても多分ないんじゃないかと思います。

【A委員】 私は横浜市の教育委員なんですが、現在作成中です。ただ、非常に難しい側面があります。まず事務局もこの危険性を把握していないというところ、それからもう1点がこれは学校と教育委員会の歴史的な関係にあるんですけれども、例えば教育委員会から、中学校に携帯電話を持ち込ませないと決定して下ろしたとしたら、必ず学校サイドからクレームが来るんですね。教育委員会はその大変さもわからないくせに、一方的にそういうものを押しつけて、一体あなたたちはそんなことを下ろしてくるけれども、どうやってそれを遵守させるというんだという形で、特に515校を教育委員会が管轄しているちょっと特殊な場所ですから、やればやるほど一つの決定を下ろすと、またとんでもない混乱を招くということで、実はこれは下ろすときには慎重にならざるを得ないんですよ。現場の携帯電話の意識ですけれども、私も数十校、小学校、中学校を回ってきましたが、携帯電話の指導は中途半端です。先生によっても差があります。学校によっても全く差があります。

例えば、こういうケースが起きるんですね。横浜で三浦先生がやっていらしたように、いろいろな立ち上げ、荒れているところを改善してという学校の場合は非常に機能している場合があるんですけれども、一方で平気で授業中立ち歩いているという荒れた学校も横浜市内には確かにたくさん存在しているんですね。そうすると、その子たちは平気で携帯電話を持ちながら歩いているわけですよ。教師はなかなかそれに対してぶつかれない。そうすると、ほかの子に対しての説得力もまたなくなっていくという形で、なし崩し的にグレーゾーンに入っていくんですね。

ただ、教員としての立場で言うと、私もずっと高校でやってきて、携帯電話をモグラたたきのように追いかけてこし続けたわけですけども、これは徹底というのがなかなか難しいんですね。だから、子どもたちのモグラたたきというよりは親たちとガチンコ勝負をするというところしか中学校レベルではないような現実には気がするんですね。持ってきている子どもたちに指導をするといったら、これは際限ないエンドレスの戦いになっていってしまうので、それよりもその入り口として買い与えている、持たせている親たちとどれだけ本質的な議論をするか、これは教育委員会の仕事というよりは、むしろ学校おのこの真剣さというものが勝負になってくるんじゃないかなと、それが私自身横浜市で学校及び教育委員会を見てきた中での実感です。

【D委員】 日本PTAのメディア調査の中で、あなたはお子さまが携帯電話やPHSを学校に持ち込むことについてどう思いますかという質問を設定しております。その中で中学校の

保護者、901というサンプル数で持ち込んでもよいと思う保護者は23.8%、持ち込むべきでないと思う、65.4、無回答が10.9です。子どもに対する調査は、学校への持ち込みの賛否、中学2年生で持ち込み禁止に賛成が19%、持ち込み禁止に反対、47.1%、わからない、32.6%という数字です。

【E委員】 少し違う話題なんですけど、文部科学省の作る教育カリキュラムや文部科学省が行う取り組みでは限界があるということをご指摘されたと思うのですが、これは学校で教育する場合にも該当するというご指摘かと存じます。文部科学省はこれまで情報教育をずっと行ってまいりましたが、どちらかというとITの活用教育の方に重点が置かれていて、ITの問題性に対応する教育、すなわち情報モラル教育の方は後回しになってきたように思われます。これも一つには、IT使用の低年齢化や、問題の深刻化が急速であったため、対応が追いついてこなかった事情によるものと思うのですが、それが長崎県佐世保市の事件などが起こったことが一つの契機になって、ご存じのように文部科学省も現在ではそこにとくに力を入れようという姿勢になっていると認識しております。

私も最近、文部科学省の情報教育関係の委員会に出させていただいたことがありますが、そこでは、ITの問題性について何とかしなければいけないという指摘や主張が強く出されておりました。そのため、今後は、文部科学省においても、年少時からの体系的な教育カリキュラムを作ったり、更には教員の研修など、いろいろな取り組みが更に行われていくと思うわけですが、そういう状況になっても、文部科学省の取り組みでは不十分と捉えておられるのか、また、そうであれば、なぜ不十分と捉えておられるかについて少し確認させていただければと存じます。

【三浦氏】 私は学校教育が何をやるべきかということから発想していただきたいと思うんです。つまり情報教育もやるのが学校なのか、ではなくて学校教育として本質的にやるべきことをきちんとやっていくのであって、それはそれで文部科学省を中心に学校の今までのシステムをちゃんとやりましょうと。だけれども、新たな事態が出てきて、特にこの何年かの情報化の進展に関して、逆に言えば学習指導要領は10年に一度しか見直しをしません。その中にそういうものを取り込んで何かやろうとすると、必ず後追い、後追いになっていくわけですね。つまり何かやろうという本質的に枠組みの後からついたものをさらにこれもやりなさい、さらにこれもやりなさいといろいろなものがついてきて、学校がどんどん、どんどん疲弊していくばかりだと思うんです。

そうではないところで、10年スパンの学習指導要領の見直しとは違うスパンの中で、情報化社会という新たな社会情勢がこれだけあるんだから、そのことに対応するのは社会の責任としてこうなんだよということを学校に働きかけるようなシステムがあってもいいんじゃないか。ですから、例えば年に3時間は必ずそういうコンソーシアム（協会）のようなものをつくっていただいて、その人が必ず学校に行って子どもたちに情報について話をすると、それをもとに学校ではこういうことをやろうとか、そういうようなシステムをつくっていかない限り、今の学習指導要領をベースにした学校教育の変容とか進化について、今の情報化社会の

進展が追いつくとは思えないんですね。そういうスタンスで申し上げました。暴論だとは承知しておりますが、そういうことを考えいくべき時代じゃないかなというふうに思います。

【座長】後のところで今の続きの部分、ご意見をいただきたいと思います。

(3) 総務省の説明・質疑

【古市氏】 総務省消費者行政課長の古市と申します。本日はこちらの研究会でご説明をさせていただき機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

こちらの研究会では、いわゆるバーチャル社会であるアニメ、ゲーム、雑誌、インターネットなどのメディアを通じて提供される情報が、子どもにどのような影響を与えるかについて、幅広くご議論をいただいているとお聞きしております。その中の一つの切り口でありますインターネット上の違法・有害情報の問題につきましては、総務省におきましても昨年の夏からインターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会というものを開催いたしまして、幅広いご議論をいただいております。

その際に、いろいろなご議論をいただいたわけですが、一番議論していただきましたのは、違法・有害情報について議論いただきますと、どうしても議論がかみ合わなかったり、あるいは極端な議論になってしまったり、そのようなことが起こりがちであるということです。その一つの要因としては、違法・有害情報と一口に言っても、ある人は誹謗中傷のような民事上違法な情報をイメージして議論をする一方で、ある人は児童ポルノのような刑事上違法な情報をイメージして議論している、また別の人は小学校低学年の児童に対して有害となるような情報をイメージして議論しているなど、人によって認識が違うことが挙げられます。このように、情報が混在した状態で議論をすると、どうしてもうまく議論がかみ合わないということもあるため、それぞれの情報の種類をきちんと整理しながら、違法・有害情報への対応やこれからの取り組みを議論していくべきである、というようなご提言も総務省の研究会でいただいているところでございます。

例えば、誹謗中傷のような民事上違法な情報の場合は、発信者に対する損害賠償での対応、また、刑事上違法な情報の場合は、発信者の検挙での対応というように、直接的な規律が可能であります。青少年など特定の方々にとって有害な情報ということになりますと、受け手側である個人によって、何が有害であるかというものや、有害と感ずる程度も変わってまいります。そのため、このような場合には、受け手側で情報を取捨選択できる「フィルタリング」でのアプローチが適切であると考えているところでございます。

フィルタリングのように、利用者のサイドが主体的に情報を取捨選択していくアプローチは非常に有用であり、特に有害情報の場合につきましては、表現行為とも絡みますので、受け手側で情報を取捨選択していくというアプローチの場合は、表現の自由に関する問題も生じにくいという面もございます。

また、例えば誰がいつどのようなウェブを見たかということにつきましては、通信の自由や通信の秘密とも絡む部分があり、事業者が勝手にフィルタリングをオンにしてしまう、あるいは

はフィルタリングをかけてしまうというようなことは、通信の自由、通信の秘密との関係で問題が出てきます。したがって、あくまで受信者サイド、利用者サイドの側で主体的にその情報をどのように取捨選択していくかということ判断していくことが前提としてあるということでございます。

これに関連いたしまして、フィルタリングといいますと、違法・有害情報関係だけではなく、例えばコンピュータウイルスやスパム、セキュリティ関係などでも幅広く利用されていますが、ウイルスやスパムなど、通常の利用者であれば一般的に排除することを望むと考えられるようなものについて、例えば事業者サイドにおいて初期設定でフィルタリングサービスをオンとするアプローチが、頭の体操として考えられないかということ、総務省のプライバシーの問題に関する懇談会において、一度ご議論いただいたことがございました。

その際にも、事業者サイドが一方的にフィルタリングをかけてしまうことは、通信の自由や通信の秘密などの問題があるのではないかという結論でございましたが、例えば、先ほど申し上げたような通常の利用者であればフィルタリングを導入することが客観的なデータ等で合理的に推定されるようなものであって、契約前に対象を明確にし、サービス内容について十分に利用者に説明し、契約後も随時条件の設定変更ができるなど、幾つかの条件をクリアすれば、初期設定をオンとしていても、きちんと利用者の有効な同意を得ているという形でとらえられるのではないかと、というようなご議論もしていただきました。

ただし、この議論の際には、有害な情報に対するフィルタリングは、念頭に置かれておりません。これはなぜかと申しますと、冒頭申し上げましたとおり、例えば有害情報という受け手によって、有害かどうかが変わること、また有害と感ずる程度も変わることから、この問題については利用者側で主体的に判断していくことが、大前提であるということでございます。

そういった意味では、利用者に対して一律にフィルタリングを行うというアプローチよりは、インターネット上の有害情報、違法情報等について、利用者にかきちんご理解をいただいて情報の取捨選択をするアプローチを行っていただくかという、周知啓発活動が非常に重要であるというご提言を総務省の研究会ではいただいているところでございます。

子どもを取り巻くインターネット環境は激変しており、例えば、パソコンも低廉化しておりますし、最近では子どもが毎日使っているであろうゲーム機でも、インターネット接続ができるようになっております。また、テレビを含む情報家電においても、今やインターネット接続が可能になっています。このように、子どもがインターネットに接続する窓口というのは、非常に多様化してきているため、インターネットの利便性だけではなく、インターネットの影の部分について理解をしていただくことが重要であります。もちろん、影の部分というのは違法・有害情報だけではなく、先ほど申し上げたような迷惑メール、ワンクリック詐欺、フィッシング詐欺や、最近中高生で問題となっている不幸の手紙のようなチェーンメールなどもございます。このような影の部分について、きちんとご理解をいただくことが非常に重要と考えております。

また、保護者の方々に多少の誤解があると思うのですが、影の部分への対処ツールとして、

フィルタリング、各種ワクチン、コンテンツの推奨リストなどがありますが、このようなツールも決して万能ではないということです。フィルタリングをかけても有害情報が抜けてしまうことがありますし、また逆に、有害ではない情報までフィルタリングされるオーバーフィルタリングの問題もありますので、フィルタリングの限界についてもきちんと理解していただく必要があります。インターネットについては、受け身になりがちであるとは思いますが、主体的かつ積極的に理解をして取り組んでいただくことが重要でありますので、このような姿勢を醸成していただくためにも、様々な周知啓発活動や環境整備に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

前置きが長くなってしまいましたが、本日はせっかくの機会でございますので、情報の取捨選択の一つの補助ツールでありますフィルタリングサービスにつきまして、最近の動きや取り組みについて、簡潔にご説明をさせていただければと思っております。

フィルタリングサービスにつきましては、こちらの研究会でもご議論いただいておりますし、よくご存じのところかと思いますが、違法・有害情報やウイルス、その他セキュリティ対策として、ある一定の情報を遮断する機能でございます。遮断する対象を特定するブラックリスト方式が主流を占めておりますが、他にも、一定の情報にしかアクセスできないホワイトリスト方式や、キーワードでフィルタリングをかける方式などがあります。また、レーティング方式は、コンテンツを第三者機関で分野ごとにレーティングを行い、受信者側で例えばアダルトについては全部シャットダウンし、暴力についてはこのレベルでフィルタリングを行うというように、利用者側で情報の遮断のレベルを設定することができる方式も現在出てきているところでございます。

こういったフィルタリングにつきましては、先ほど申し上げたとおり、あくまで利用者側で主体的に取り入れていくということが大原則でございますけれども、側面的な環境整備、あるいは支援という観点から、フィルタリングの技術の研究開発等にも事業者を中心としながら取り組んできているところでございます。例えば、モバイルフィルタリングでございますと、平成16年度から2カ年にわたって、モバイルフィルタリングの技術の高度化について取り組んでまいりました。このような技術の研究開発の成果も踏まえつつ、より高度なフィルタリングサービスの提供を各事業者が提供していると認識しているところでございます。

それから、フィルタリングの周知、啓発も非常に大切なことです。フィルタリングの関係業界は非常に広く、フィルタリングソフトメーカーや、インターネット接続のツールであるパソコン、ゲーム機、携帯端末、PDAといった端末を作るメーカー、あるいはISP、携帯電話事業者、PHS事業者といったインターネット接続事業者など、各事業者、業界は、これまでもフィルタリングの普及、啓発に非常に積極的に取り組んでまいりましたが、フィルタリングに関係する業界が共同で一つになってフィルタリングの普及、啓発に取り組んでいくという動きが出まして、今年の3月にフィルタリング普及・啓発アクションプランというものが策定、公表されたところでございます。

時間の関係上、詳細は割愛させていただきますが、このアクションプラン総論には、例えば

フィルタリングの認知率を2007年3月までに70%に高めるといった具体的な数値目標を立てつつ、フィルタリングの認知率の向上に努めていこうというアクションプランを立てているところでございます。また、業界ごとに例えば強化月間を設定するでありますとか、フィルタリング製品の利用促進、あるいは品質の向上などにも取り組んでいくことが記されています。

また、業界ごとに各論という形でそれぞれの取り組みを行うこととしております。例えば、携帯、PHS事業者につきましては、共同キャンペーンを実施する予定でございます。このほかにもフィルタリングソフトメーカーや端末メーカー等でも、それぞれの取り組みを行っているところでございます。

まずはフィルタリングの関係でございましたが、インターネット上の違法・有害情報に関しましては、様々な切り口がございますし、重層的な取り組みが必要だと考えているところでございます。冒頭申し上げましたとおり、インターネット上の違法・有害情報への対応の在り方に関する研究会では、昨年の夏から1年間、主にプロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的な措置、あるいはその支援について、いろいろとご議論をいただきまして、来月最終報告書の取りまとめがされる予定でございます。こういった報告書なども踏まえながら、具体的な取り組みを行っていこうと考えております。

また、有害情報の際に、特に問題となる児童については、接する機会の多い教職員の方々や、保護者の方々に先ほど申し上げたような周知啓発を図っていくことが極めて重要であると考えており、e-ネットキャラバンと銘打った通信事業者を中心とする周知啓発活動を現在行っているところでございます。具体的には、本年度から平成20年度までに年間1,000講座を目標として全国で実施を図っているところでございます。こういった周知啓発活動につきましては、本日ご出席をされております文部科学省にも大変ご協力をいただいているところでございます。また、具体的な取り組み方を含めまして、これも本日ご出席いただいておりますB委員を初めとする有識者の方々、関係の方々に大変大きなご指導、ご助言、ご協力をいただいているところでございます。

以上、様々な取り組みを行っているわけでございますが、この問題は非常に大きな問題でございます。また社会的にも非常に関心と呼ぶ大きな問題となっているところですので、今後とも警察庁等とも密接に連携を図らせていただきながら、この問題にいろいろな形で取り組んでいければと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【座長】 どうもありがとうございました。今のご説明についてご質問があれば。

【F委員】 非常に根本的な問題になると思うんですけれども、せっかくそういうフィルタリングの技術がどんどん研究されて確立されてきても、それが結局使われないと何の役にも立たないということだと思えますね。もちろん認知を高めていくということも非常に重要ですが、しかしそこからは漏れていく人が必ず出てくるわけですね。非常に不遇な環境に置かれている子どもさんほど、親御さんの方がそこまで目が回らなくて、どうしてもそういうこぼれてしまうという方に入ってしまおうと思えますね。ですから、大人の問題と子どもの問題は一線を線を引いて考える必要があると思えますね。特に今は携帯電話でも低年齢の使用がど

らどんどん広まっています。しかもインターネットへの乗り入れという、これは諸外国ではあまり例がないそうですね。ですから、非常に危険な状況が生まれつつあると思うんですけれども、使用する年齢によって、フィルタリングの使用を義務づけるとか、そういう方向のそういう法制度の確立というようなものは、総務省の方では検討されてないのでしょうか。

【古市氏】 大変重要なお指摘をいただいたと思っておりますけれども、先ほど冒頭にも申し上げましたが、一口に有害情報と言いますが、これは先ほど申し上げた総務省の研究会でも非常にいろいろなお議論をしていただいたところでございます。例えば、一口に子どもといっても高校生、中学生、小学生も高学年、低学年といらっしゃいます。当然、有害情報と言っても、小学校低学年であれば中学生とは違ったレベルのものが求められてくるでしょうし、また同じ属性を持たれている方でも必ずしも同じようにある情報に対して受けとめ方が同じというわけではありません。したがって、例えばこの問題については一律にこの年齢についてはこういう情報はシャットダウンする、ということをおそらく義務づけていくことや、あるいはそのような基準というものを役所が決めてしまうということとはなじみにくいアプローチではないか、ということでございます。

先ほど委員からもお指摘がございましたが、保護者、教職員、子ども自身がインターネットというものがどういうものか、あるいは例えばチェーンメールやウイルスメールといったものにどう対処していけばよいのかということをおいろいろな機会を捉えて周知、啓発を図っていくということが、最終的には非常に大事なことでと考えております。そのためには政府からアプローチをするということも大事だとは思いますが、草の根的な運動も含めて、社会全体で議論していけるような環境整備というのが必要だと考えております。

【F委員】 だから、そこが非常に重要な部分で、そこにあいまいな部分を残して逃げ道といえますか、もちろん使用者の権利といえますか、選択権を尊重するというのも非常に大事だと思うんですけれども、事が幼い子どもというものにかかわってくる場合には、少なくとも例えばそういうフィルタリングを使用することができますよという説明を義務づけるとか、あるいはもう少し段階が進んで、幼い子どもには使用者の年齢というのは販売する時点である程度特定できると思うんですね。その年齢に応じたこれぐらいのフィルタリングをされた方がいいですよというようなことを説明したり、指導するようなことを義務づける方向で動くということは十分可能だと思います。その方が使用する側も安心して使用できるということで、むしろ消費者、ユーザーの方も喜ぶと思うんですけれども、いかがでしょう。

【古市氏】 現状でも契約を締結する際には重要事項をきちんと説明するというルールがあるわけでございますけれども、各携帯電話事業者はそのようなルールに準じた形で、携帯によるインターネット接続サービスを利用される場合については、フィルタリングサービスの説明をしています。また、未成年者が契約者となるような場合については、親権者同意書が要るわけでございますけれども、同意書の中にはフィルタリングサービスがありますというような説明をしており、事業者による取り組みというのは現状でも行っているところと認識しております。それを超えて、例えばそれ以上の何か義務づけるよといったようなアプローチというのは、

慎重な議論が必要ではないかと考えているところでございます。

【座長】 今、F委員がご指摘になったことは、後でこの会として考えていく対策に即つながることですので、またそこでもう一回ご議論いただきたいと思います。

【G委員】 e - ネットキャラバンのことで、対象者が保護者、教職員、要望があれば児童・生徒も対象となっていますね。さっき学校現場の方からということで、先生がそういった教育をしようにも、追いついていけないんだと、だから業者の方でそれをやってほしいということがあったんですけども、これは子どもにそれを教えるためのプログラムもその中に入っているということですか。それで、それが学校の方にはまだ十分おりていってないということなんですかね。だから、そういう教材が一切ないみたいなことをさっきおっしゃっていましたので。

【古市氏】 これは一つの取り組みでございますけれども、例えば事業者個々でも携帯安全教室や携帯教室といった、いわゆるインターネットをいかに安心、安全に利用していくかというような周知、啓発活動は行われておりますし、また、本日 e - ネットキャラバンをご紹介させていただきましたけれども、それぞれの地域でも少しずついろいろな取り組みが始まっているとお聞きしておりますので、様々な取り組みを通じて、子ども、教職員の方々、保護者の方々への周知、啓発が進んでいくことを期待しております。

【G委員】 これは文部科学省との連携となっていますけれども、文部科学省の方にこういうプログラムがあって、こういうことができますよということはもちろん当然のことながら伝わっているわけですね。

【古市氏】 はい、そうでございます。

【E委員】 古市課長から、事業者がフィルタリングサービスを携帯電話にあらかじめ入れておくことは、通信の自由と対立する点で問題があるだろうということが総務省のほうで指摘されていることを伺いました。現在の携帯電話は、フィルタリングサービスがない状態がデフォルトであって、フィルタリングサービスを入れていくことがオプションになっている状況ではないかと思うのですが、これを、フィルタリングサービスを入れておく方をデフォルトとして、希望すればそれを外すことができるというように逆転させることもできるように思われます。その場合には自由に外すこともできるわけですから、一応の自由が確保されていると見られるようにも思います。もちろん、そのときには親からのきちんとした同意を得て、外すということになります。これはフィルタリングサービスの普及という点ではもちろん強力であるわけですが、このあたりのことは総務省の方の議論ではどうなっているかということを確認できればありがたいです。

【古市氏】 先ほども少し申し上げましたけれども、例えばウイルスなど誰もが一律にフィルタリングをかけていくようなアプローチがなじむものもございます。また、一口にフィルタリングといってもいろいろレベルがありますし、どのようなフィルタリングをかけていくかなど、複数のアプローチがございます。そういった場合、受け手側にとってどのようなフィルタリングがなじむのかという判断もしていかなければいけませんので、そこは利用者側で判断をしてフィルタリングを入れていくというアプローチが一番なじむのではないかと考えてはおります。

例えば、一律に最初からフィルタリングを入れてしまうという議論というのは、非常にわかりやすいとは思いますが、他方、どこまでのフィルタリングを誰に対して入れていくかということを決めるのかという問題もございます。そういった意味ではデフォルトでというのは一見わかりやすいアプローチかとは思いますが、よくよくいろいろな議論をしていきますと、なかなか乗り越えていかなくはいけない課題や条件というのが、多々あるのではないかと考えているところでございます。

(4) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの説明・質疑

【NTTドコモ】 それでは、全体的に、簡単に概要、我々の取り組みについての説明を短時間でさせていただければと思います。

今日こちらでお配りさせていただきました、こちらはドコモあんしんガイドというものが、ドコモの携帯電話をご利用の皆様が安心してご利用いただけるようにいろいろな取り組みをしており、ここに少々ラフに書いてございますが、安心して使っていただけるようなサービスの提供、それとそのサービスをご理解いただくということ、それをドコモあんしんミッションと称して取り組んでいるところでございます。

この中にフィルタリングに関しても、8ページになりますが、お子さまが安心して利用できる、出会い系サイトへのアクセスなどを防ぐサービスということで説明をさせていただいております。弊社ではキッズiモード、キッズiモードプラスに加えまして、時間制限という夜は使えないような制限、こういった3つのサービスを提供しているところでございます。

また、社会貢献活動の一環として、ケータイ安全教室を開催しており、今年度は全国の小・中・高、1,000校ぐらいを対象に、携帯電話を安全に使っていただけるように、我々で教材を作って、あまり企業色を出さないような形で啓発活動に取り組んでいるところでございます。

【座長】 ありがとうございます。

あとは資料2をお手元に配付させていただいております。そこにキッズiモードの加入方法その他のお答えが一覧になっておりますので、それを踏まえてご質問をどなたからでも。

【B委員】 私ども群馬県では、市民のインストラクターという制度が発足しておりまして、学校の生徒指導の先生方またはPTAの方、あるいは普通の主婦の方、皆さんが子どもの携帯電話の持たせ方について勉強しております。そういう私どもの市民が販売店に行って、そして安全・安心携帯と言われている携帯の申し込みをしますと、保護者があらかじめ知識を持っていない場合、私の調べた限りではアクセス制限のできるキッズ携帯を勧められることはない、むしろ制限のない携帯を買わされてしまうということがわかっておりますが、このことについてはどの程度ご認識でしょうか。

【NTTドコモ】 今、B委員からご指摘いただいたように、キッズiモード、キッズiモードプラスというアクセス制限サービスを提供しておりますが、こちらはお客様からのお申し出によってつけるという形になっております。これはなぜかと申しますと、フィルタリングとい

うのは見られるサイトを制限するサービスでございますので、そういったある意味お客様の自由な利用を制限するという形になるものですから、このところはお客様のお申し出によって提供するのが望ましいのではないかと考えており、お客様のお申し出でつけるという形のサービスになっています。

【B委員】 原則はそれでよくわかりました。

しかし、私どもの調べによると、主に新聞、テレビ等の宣伝によって、最初からそれがついているというように思い込んでいらっしゃる、これは我々PTAの組織の調べなんです、そういうふうに思い込んでいる保護者が多くて、そして申し込まなければ制限つきのもは買えないということを知らないという点で、逆に言えば消費者に対する説明責任がないのではないかと印象を強く与えておりますが、その点は当初から懸念されていたことなのではないでしょうか。

【NTTドコモ】 今どういう形で申し込みを受け付けているのかというところを説明させていただいた方がよろしいかと思えます。

弊社の申込書には、付加的なサービスの申込み欄を作っています。ここにiモード、キッズiモードを使うのか、キッズiモードプラスを使うのかということで、これは必ずお客様に聞くような形になっております。実はそういったご指摘が他からもあり、必ず伺うようにということで、申込書に欄を入れて聞くようにした方がいいのではないかとということで、4月ごろから順次この申込書に切りかえております。必ず利用の有無を聞き、当然わからないということであれば、こういった冊子をお配りさせていただいているかと思えますが、その最新版がこちらになりますが、こちらにキッズiモードの欄もございまして、こちらをご覧いただきながら説明すると、そういった流れになっております。

それで、あと親御さんが店頭に来られないで、お子さんが同意書を持ってこられるケースもございまして、同意書を工夫し、こちらの下のところキッズiモード、キッズiモードプラス、時間制限、この意思表示をできるように改善させていただいております。必ず親御さんが同意をされる時に、こういったところを選んでいただいて、それで気になるのであればつけていただくと、これを徹底してやろうということで改善しているところでございます。

【B委員】 一つだけ最後に確認ですが、地域的に今改善とおっしゃったんですが、売り出された当初、私どもは3県で調べています。地域的に最初はこういう改善がなかった。次第に地域的に改善されておるところと現状ではまだ改善されてないところとばらつきが見られますが、それは認識されていらっしゃいますか。全国一律どこでもそうだとことなのではないでしょうか。

【NTTドコモ】 はい、まずこの申込書につきましては、これは全国统一でございますので、多少時期のばらつきはあるかと思えますが、これは全国统一でやっているということでございます。

【B委員】 一応今の時点ではそうですか。

【NTTドコモ】 はい、そのとおりでございます。

あとこの同意書につきましても、ホームページ等、これは全国统一でこういった形でやろう

ということによっております。

【C委員】 今の子どもが直接来られる場合の同意書というのは、その様式での同意書を子どもが持ってこないと販売しない、というふうになっているんですか。そうすると、一度子どもたちは店頭に来て、それを持って帰ってということになりますけれども、そういう手続を経ているんですか。

【NTTドコモ】 少々説明が足りなかったのですが、これはホームページ上に載っている同意書でございます。あと同意書にはいくつかありますが、例えばパンフレットがございまして、これは店頭で配られているものですが、ここにも同様の内容の同意書をつけております。こちらの総合パンフレットに同意書をつけてございまして、これを持ってきていただいても結構でございます。

【C委員】 その中には、iモードにかかわるこの記載が同じように書かれているわけですか。

【NTTドコモ】 内容は全く同じでございます。

【C委員】 その様式のものを持ってこないと売らないということになっているわけですね。

【NTTドコモ】 そうですね。同意が必ず必要でございますので、同意書の提出というのは、これは必須でございます。それで、C委員がご指摘になった点はこの様式じゃないと受け付けないかどうかということでございますね。

【C委員】 要はiモードというものがあるのだということをいろいろ販売の段階で知らしめるように努力していますというお話ですから、そういう同意書が必ずおやりになって書かれるような形になっているのですかということをお聞きしているんです。

【NTTドコモ】 原則そういうことになっております。

【H委員】 細かいことを幾つか伺いたいんですが、まずキッズiモードとキッズiモードプラスの契約率と申しますか、未成年、青少年の中で一体何%ぐらいがこれを使っているのかということをお伺いします。

【NTTドコモ】 契約数ということですが、これは社内で公表できない数値になっておりまして、申しわけございませんが、こちらでは公表できません。

【H委員】 公表できない理由は何ですか。

【NTTドコモ】 これは私の判断では何とも言えませんが、そのところは公表しない数値ということになっておりまして。

【座長】 数じゃなくて割合は。

【NTTドコモ】 割合も同様です。

【座長】 割合も公表しない、そうですか。

【H委員】 そういうふうに言われてしまうと、我々としてはそういうものは一応あるけれども、あまり普及していないんじゃないかというふうに想定せざるを得ないんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

【NTTドコモ】 大変申しわけございません。この場では私の判断でお答えすることはでき

ません。普及しているかないかというのは、総務省さんが調査していただいたデータによりますと、たしか2.数%ということだったと思います。

(総務省「平成17年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート」結果によると、2.1%)

【H委員】 総務省さんの調査で2.数%、キッズiモードプラスと合わせてですね。

【NTTドコモ】 そんな格好になるのかなと思いますが...

【座長】 これは未成年者の中のあれですね。総携帯電話数の中の2.数%じゃなくて、未成年者に売った中の2.数%ということなんですか、総契約数の中の2.数%、それだと全然意味が違ってきますからね。わかりました。でも、大体子どもの比率から考えて.....。

【H委員】 総務省さんに伺えばわかるのかもしれませんが、もしよければ後で教えてください。それから、次に同意書について伺いたいんですが、これは親の確認書類というのは要らないわけですよね。

【NTTドコモ】 例えば、お子さんが店頭にいちゃった場合でございますか。

【H委員】 子ども自身が自分の証明書を持ってくる。健康保険証とか、学生証とか書いてありますけれども、そういうものを持ってくる。親については、親が同意したと、その親の証明書はないわけですね。

【NTTドコモ】 (キッズ モードの廃止等の)申し込みのときには同意書と親権者の方のというか、親権者であることが確認できる書類、それが必要でございます。

【H委員】 それは例えばどういうものですか。

【NTTドコモ】 例えば.....。

【H委員】 契約申込書を見ても、未成年者で中学生以上の方については、本人の確認書類プラス親権者の同意書とありますよね。今おっしゃっていることと違うように思うんですが。

【NTTドコモ】 (キッズ モードの廃止時等に)こちらに必要な書類は親権者であることがわかるものということで、具体的に申しますと住民票ですとか、お子さんの名前と親御さんの名前が書かれている、そういう証明を持ってきてくださいということになります。

【H委員】 そう書いていないんですけれども、私の読み方がまずいんでしょうか。申し込み用紙の未成年者 中学生以上をうたってあるところに、本人の確認書類プラス親権者の同意書とありまして、親権者の確認書類というのではないように思うんですが。

【NTTドコモ】 こちらの申込書のこの未成年者という、こちらの欄ですね。右側の欄の上の方ですね。親権者の方に確認の連絡、または親権者であることの書類で確認をさせていただく場合もありますと、こちらのところですね。

【H委員】 「場合がある」と書いてありますね。

【NTTドコモ】 はい。

【H委員】 先ほどのお話だと必ず確認するかのように伺ったんですが、「場合がある」としか書いてないですよね。

【NTTドコモ】 (新規契約の申込時に)実際どうかというところを.....。

【H委員】 実際ではなくて、書いてあることが実際じゃないんですか。この用紙を使ってお仕事されているわけですから、ここに「場合があります」とある以上、確認しない場合があるということはお認めいただかないとまずいですよね。普通に読んだら何もしない場合もあるというふうにしか読めないんですよ。

【NTTドコモ】 基本的には何もしないとはならないかと思います。

【H委員】 それはちょっと学識経験者の皆さん含めて確認していただきたいんですが、親権者の方に確認の連絡または親権者であることを書類で確認をさせていただく場合がありますというときに、必ず確認するというふうに誰が読めるんでしょうか。

【NTTドコモ】 ですから、連絡か、あるいは確認のどちらかということでございますので、連絡がとれる場合には確認書は要らないということはお指摘のとおりです。

【H委員】 ちょっと全く意味がわからないんですが、私が懸念しているのは、この同意書であれば、家から印鑑を持ってきて、ちょっと違う筆跡で書いてしまえば、事実上親が何もなくても契約ができてしまうのではないかと懸念しているんですけれども、それに対して今のような曖昧な表現ではますます心配になるんですけれども、ちょっと別の質問があるので、次に行かせてください。

次に、ケータイ安全教室について伺いたいんですが、これは1,000校ぐらいというふうにおっしゃっていました。非常に大きい数で、大変な社会貢献だと思うんですけれども、この教材をドコモの方がいらっしゃらなくても使えるような形で普及させるということはお考えではないでしょうか。

【NTTドコモ】 それはご要望を多くいただいておりまして、ホームページからダウンロードができるようになっております。多くの方にダウンロードしていただいているようです。

【H委員】 これはドコモの方がいらっしゃらなくても、教師がダウンロードして十分使えるものですか。

【NTTドコモ】 はい。特に企業色が出ないような配慮もしてやっております。

【I委員】 今の販売形態についてちょっと伺いたいんですが。私が最近聞くところによりますと、結構派遣社員が代理店に派遣され、そこからさらに各販売店に行くという形態が多くて、結局販売員自体の指揮命令系統がかなり不明確とのこと。つまり販売員として個人で1人が行って、その販売店の店長の一応の指示はあるが、そこでは二重、三重の関係になっているということ。さらに、販売店の店長自体がかなり若い人が多いとも聞いています。

そうしますと、先ほどのいろいろな同意だとか、こういういろいろなキッズのこういう商品がありますよというような説明に関しましても、指導をしているということなんですが、結局それを説明しなくてはいけない義務を負っているのは店長なのか、販売員なのか不明です。それからどこまでのことを想定して指示されているのか。それから、さらに指導した内容についてのフィードバックといいますか、実際のどの程度指導ができていたのかどうかということも明らかでないように思います。指導はしているというものの、誰に対しての具体的な指導なのか、特に今その販売形態が非常に複雑で、指示命令系統がはっきりしない状況では、大もとの

ところでは指導されているけれども、実際の販売店の中においてはうやむやになってしまっている可能性が多いのではないかというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

【NTTドコモ】 販売店が二重、三重になっているというのは、これはご指摘のとおりで、我々が契約している直接の代理店さんのさらに再委託というような形で、二重、三重になっているのは、これは事実でございます。

それで、説明はどの程度我々の方で確認ができていくかということでございますけれども、そこはなかなか難しいというのが事実だと思います。ですので、我々としては申込書にこういったものを作ることによって、必ず聞くということが徹底されるのじゃないかということで、こういう取り組みをしているということでございますし、あとこういった冊子も必ずお渡しするようにと、最低限ここに書いてあることは見ていただくようにということで、なるべくそこは抜けないように、そういう努力をしているところでございます。

【I委員】 そうしますと、この冊子はお子さまに持たせても安心のサービスが充実というような表現になっているんですけれども、これは未成年者を考えているんですか、それとも小学生ぐらいのことを考えていらっしゃるんですか、それはいかがでしょうか。

【NTTドコモ】 この冊子自体は、誰が見てもよいようにということでございますので、当然対象年齢を決めているものではございません。

【事務局】 恐縮ですが、ほかの先生からのご質問があったので代表してお聞きしますけれども、現場での徹底状況について、御社として確認されているか、検証されているかということについて、どうでしょうか。

【NTTドコモ】 実際、どういう対応がされているかということでございますけれども、そこまでは確認してこなかったものですから。ただ基本的にはどういう対応がされているのかということは、行って確認をするですとか、そういった調査はしているということでございますが、何か数値的にあるのかとか、実際どうやっているか、すみません、今日は持ち合わせていないものですからわかりません。

(5) KDDI株式会社の説明・質疑

【KDDI】 当社はお手元の資料にあるように、現在、2種類のフィルタリングサービスを提供しております。

1つは平成15年11月開始の「EZweb利用制限」で、実質的にはメールプラスアルファしか利用出来ないという非常に厳しいフィルタリングサービスです。

もう1つは今年の4月から開始した「EZ安心アクセスサービス」で、いわゆる公式サイトのコンテンツの中で更に絞りを掛けて、青少年が安心して利用して頂けるサイトにのみ接続できるようなサービスです。

これらのフィルタリングサービスの申込み及び解除の手続きについてですが、あえて言うと、入り口は広く、出口は狭くしております。つまり、設定の申込みは容易にし、18歳未満のユーザーについて設定を外す場合には必ず親権者同意書を持参の上、窓口に来て頂くという運用

をしています。

フィルタリングサービスの周知については、先ず契約申込書にフィルタリングサービスの申込み欄を設けています。フィルタリングサービスは無料ですので、有料のオプションサービス等の申込みを想定した契約申込書に申込み欄を設ける必要は、本来は有りませんが、敢えてフィルタリングサービスの申込み欄を設け、ユーザーの注意を喚起しています。

また、フィルタリングサービスを重要事項書の1項目として位置付けています。重要事項説明書は本来、法令に基づいて契約締結に先立ち説明することが義務付けられている事項についてまとめた物で、例えば、契約期間途中での解約には違約金が掛かる等の事柄を記述しているのですが、法令で義務付けられた、これらの契約上の重要事項に準ずる形で、フィルタリングサービスを取り扱っています。

加えて、親権者同意書の中に、フィルタリングサービスの申込み欄を設けています。親権者同意書は本来、未成年者による契約は民法上、取り消し得るものであることから、契約締結に当り親権者の同意を頂いているものですが、その中でフィルタリングサービスの申込みを促す形をとっております。

その他、請求書同封物、総合カタログ等々、いろいろなツールを使って、フィルタリングサービスの周知に努めております。

業界としてフィルタリングサービスの存在を知って頂く、そして、当社のフィルタリングサービスはこのようなサービスですということをしかりとお伝えしていくことが重要だと考えております。

【座長】 ありがとうございます。それでは、なるべくうまく重ならないように。

【H委員】 2つあるんですけども、1つはE Z w e b利用制限についてはいろいろなものを拝見してもあまり記述がないんですけども、これは実質上E Z安全アクセスサービスを売っているんだというか、押しているんだという解釈でいいでしょうか。

【K D D I】 「E Z w e b利用制限」の方はかなり厳しいフィルタリングで、考え方によっては非常に安全なのですが、場合によっては厳し過ぎて使いづらい面もありますので、「E Z安心アクセスサービス」を前面出す形でお知らせしています。契約申込書についても、「E Z安心アクセスサービス」の方を掲載しております。

【H委員】 もう一つはa uさんはフルブラウザというんですか、いわゆるパソコン用のサイトが見られるようなソフトを早くから搭載されていまして、料金も定額制になっていますけれども、こういったフィルタリングサービスでフルブラウザを使った場合に制限というのはかかっているんですか。

【K D D I】 「E Z安心アクセスサービス」に入ってもらえば、フルブラウザの端末でも同様の制限が掛かります。

【B委員】 a uのフルブラウザについて一つ聞きますが、これはあるいはちょっと簡単過ぎる質問になるかもしれませんが、安心アクセスのE Zとフルブラウザと販売の比率はどちらが大きいですか。

【KDDI】 正確な数字は持ち合わせておりませんが、フルブラウザはあまり数が出ていません。

【B委員】 そうですか。もう1点、EZ安心アクセスの方なんですけど、EZもそうなんですけど、安心して利用することができる各種コンテンツのみというご説明ですが、この中に私どもの県で、学校現場で子どもたちの掲示板遊びをどうするかという頭の痛い問題、その解決策を今出そうとしているところなんですけど、例えば私どもの県で子どもらによく使われる地元サイトがございまして、これは接続できるようなんですね。例えば、誹謗中傷の多い掲示板という有害情報源ははじいてあるということなんですけど、それとも掲示板はかなりの程度というか、ほとんど意識されてないと考えてよろしいですか。

【KDDI】 公式サイトの掲示板については、いわゆる「預かり方式」をとっています。書き込まれたメッセージを一旦預かり、問題の無い書き込みに限り、掲示板にアップする運用を行っています。

【A委員】 今までさまざまな若者たちと向き合ってきて特に感じるのは、auさんは一つ踏み込んだことをやったなと自分自身はずっと感じてきていまして、それが学割の登場ですね。学割というものを出したことによって、青少年が結構私の知り得る限りでも、学生証とか出すんですよね。そうすると、すごい割引が受けられるということで、一気にauさんに若年層の利用者が傾いた。

実数は私は正確につかんでいませんけれども、傾いた事実はあると思うんですけれども、その現実学生たちに携帯電話を持たせることに対して一歩踏み込んだ具体的な対応をした割には、この携帯電話の利用に対しての対策というのが具体的じゃなくて、他社と同じレベルだなと、そんなふうには実は感じているんですよね。学割に踏み込んだ限りは、青少年に対してどのような対応をするのかということをやより明確に打ち出す責任があったと思うんですよ。しかし、今現実に説明を聞いても、基本的にはドコモとあまり変わらない。もちろんドコモを持っている学生たちも当然いますけれども、学生のうちはauの学割でと思っている教え子たちは実はたくさんいるわけですよね。その現実の中で、それに踏み込んでいる限り、より具体的な発信というのをやる責任が私はすごくあるなと思います。その辺についてどうお考えでしょうか。

【KDDI】 学割を始めさせて頂いたのは事実ですので、フィルタリングの普及、発展に更に努めていかなければならないと感じています。

なお、ネットアクセス等が定額となるWINについては、学割という割引はありません。

【C委員】 青少年に携帯電話を販売した場合に、フィルタリング機能がつけてあるのかどうかということについて調査をされておられますか、それともされてないとすれば、今後調査をされるというふうにお思いですかというのが1点。

既にフィルタリングつきでない携帯電話を青少年に売られている場合、そうした顧客に対してフィルタリングを無料でつけることはできますから、最寄りの販売店にいらしていただきたいという、そうした連絡をするというおつもりがあるのかどうか、その点についてお聞かせください。

【KDDI】 先ず調査については、今後、フィルタリングの認知状況、設定状況等の調査を実施したいと考えております。

既存の青少年ユーザーへの対応については、ユーザーの同意無くある日突然フィルタリングがオンになるのは問題ですが、既存ユーザーにご案内するということであれば、検討の一項目となると思います。

【C委員】 調査を今後されるというお話ですけれども、その調査というのはKDDIが具体的に青少年にお売りになる、あるいはなった青少年に対する携帯電話について、それがフィルタリングがなされているのかどうかということについての具体的な調査でしょうか、それとも単なるアンケート調査といったものなんでしょうか。それはフィルタリングをつけているかどうかは、販売した側で把握できるわけですから、そういう調査でしょうかということの一つ。

それから、後の方の質問に対する答えがよくわからないんですが、販売した相手方で青少年であるかどうかは販売店の側でわかるわけですから、その販売店の側で、今後のKDDIのこの問題についてのこれからの対応が変化をするということをおっしゃっておられるわけですから、そうした青少年に対してこういうフィルタリング機能が付すことができますから、無料でできますよというご案内をするおつもりがあるのかどうか、ということについての質問なので、その点をよろしくお願いします。

【KDDI】 先ずは広く一般の方へのアンケート調査ということになると思います。その状況を踏まえて個別に青少年の方にアンケート調査をするかもしれませんが、まだしっかりと決めておりませんので、この場では何とも申し上げられません。

【C委員】 もう1点お尋ねいたしますけれども、青少年に販売する携帯電話にフィルタリング機能をつけるということについて、あるいはそれを勧奨するという点について、あるいはその利便を供することについて、事業者の側としては不都合が何かありますか。例えば、そういうものであれば子どもたちが買わないとか、販売実績が伴わないと、他社が同じことをするのであれば自分たちは問題ないとか、そういう意味で青少年に対して携帯電話を販売する際のフィルタリング機能をつけていくということについて、努力することに何か妨げになることがありますか。

【KDDI】 フィルタリングの設定数が増えると、それに見合う設備増設が必要となりますが、それ以外にはありません。

【事務局】 他の委員からの質問ですけれども、販売現場に普及しない理由について疑問を持っておられる方がいます。つまり利用者に対する説明の前に、販売員に説明をしてくれと。例えば、都の調査でも勧奨も提供もしていないというのが半数を占めております。そして、事務局でのモニタリングをした結果、販売員自体がほとんど知らないんですね。当社においては、そういう機能はありません、ドコモにはキッズサービスというのがありますと。

さらには、これは悪意だとは思いたくないんですけれども、auさんにはこういうサービスがあるはずですが、探してくださいと言ったら、渋々という感じでパソコンからその説明書を出して黙って渡した販売店もあったと。ですから、これは悪意ではないにせよ、あまり勧めたく

ないなと思わざるを得ないという例もあって、これは一、二の例でございますが、すべてではないんですけれども、何ゆえに現場に浸透しないのか、その辺のご認識をお聞きしたいというのが他の委員からの希望です。

【KDDI】 今のお話からすると、一部の販売店に十分に浸透していないところがあるのかもしれず、その点は反省しております。その原因・理由は私にはわかりませんが、浸透させていかなければならないと思います。

業界団体のキャンペーンで、ポスターやチラシを作って配布していますので、そのような活動を広げていく中で、より一層浸透させて行きたいと考えています。

(6) ボーダフォン株式会社の説明・質疑

【ボーダフォン】 まず、弊社における取り組みの説明の前に、今日お配りさせていただいておりますこちらの「有害サイトアクセス制限サービスPRキャンペーン」実施内容についてというこちらの事業者共同キャンペーンについて、簡単にちょっと触れさせていただきます。こちらは電気通信事業者協会の中に青少年有害情報対策部会というのを設置させていただいております。こちらでNTTドコモさん、それからKDDIさん、ウィルコムさん、弊社、移動体の関連事業者で共同キャンペーンを実施していこうということで取り組みを行っております。つい先日プレスリリースの方を公表させていただいております。こちらの資料の中にもありますけれども、こういった形でフィルタリングサービスを周知、啓蒙するためのポスター、それからチラシというものをつくらせていただいております。関係各方面のご協力をいただいて、ポスターにつきましては事業者が約1万枚、それから地方公共団体等にご協力いただいて約5万枚、合計で6万枚のポスターを配布させていただく予定にしております。それから、ほぼ同じ内容でチラシの方も作成させていただいているんですけれども、チラシの方につきましては合計で約22万枚をこの夏に配布させていただく予定にしております。こういった形で、事業者の認識としましては、まずフィルタリングに関する認知度向上、これに集中的に取り組んでいきたいということで、こういった形での共同キャンペーンというのをやらせていただいておりますので、まずこちらの方をご紹介させていただきたいと思います。

続きまして、ボーダフォンの取り組みの状況ですけれども、同じくこちらの資料の一番最後のページの方に、ボーダフォンにおける取り組み状況を記載させていただいております。こちらの別添4-3のところでございますが、下の方のところに「ボーダフォン総合カタログ(イメージ)」ということで抜粋させていただいておりますけれども、こちらが一番下ですね。ウェブ利用制限サービスということで、3Gに関してはお申し込みが必要になるんですけれども、フィルタリングサービスを提供させていただいております。それから、第2世代の携帯電話サービス、こちらにつきましては右側の青いところのV6、V5、V4、V3と、こういう端末の機種が該当してくるんですけれども、こちらにつきましては移動機に機能を乗せる形でインターネットアクセス制限というフィルタリングサービスを提供させていただいているという状況でございます。こちらの2Gの方は今大体弊社の中で約8割のお客様が第2世代のサービス

のご利用をいただいているんですけれども、そのお客様のうち1,000万台のお客様にこの機能が乗った移動機をご利用いただいているという状況でございます。

これらのフィルタリングサービスの告知というものもあわせて実施させていただいております。そして、申込書におけるご案内、それから総合カタログですとかホームページといったもの、それから各種専用のツールといったものをご用意させていただいております。そちらの方でも周知、啓発活動に努めているという状況でございます。

弊社の取り組み状況については以上です。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、前に2つの会社からも伺ったわけですが、どなたからでも何か。

【H委員】 すみません、このパンフレットの25ページに詳しくウェブ利用制限の説明があるんですが、このあたりはコミュニケーションとしてウェブチャットや掲示板などへのアクセスを制限するというふうに書かれているんですけれども、こういう掲示板というのはありとあらゆる掲示板にアクセスできないということなのか、掲示板の中身によってアクセスできるのか、例えば2ちゃんねるなどというのはアクセスできるのかとか、そのあたりの掲示板にどの程度アクセスできるのかというのを教えていただけますか。

【ボーダフォン】 具体的などのサイト、掲示板でどこまで制限しているかというのは、ちょっと今日情報を持っていないんですけれども、こちらの25ページに記載させていただいておりますとおり、弊社のフィルタリングサービス、これは3G用ですけれども、こちらにつきましてはネットスター社さんのフィルタリングのサービスを利用させていただいております。こちらのネットスター社さんの方でインターネット上の有害情報というのをブラックリスト化して、そちらの方の情報を提供いただいて、弊社の方ではそのブラックリストに書かれたサイトについてはアクセスできないというようなサービスを提供させていただいているという状況でございます。

【H委員】 そうすると、掲示板一般なのか、特定の掲示板などについても今はわからないということではよろしいですか。

つまり不特定多数の人が書き込み、読むことができるような場を掲示板と言うわけでございますが、こういうものは無数にあるわけですね。特に有害と思えないようなものもあると思うんですが、ここであるコミュニケーションの中の（掲示板）というのは、そういった機能を持つ掲示板すべてという意味なのか、それとも有害だというふうに認定されたものですか。

【ボーダフォン】 スター社さんが認定されたものという……。

【H委員】 有害だと認定した掲示板だということですね。

【ボーダフォン】 はい。

【G委員】 未成年の方がこの携帯電話を申し込むときの必要書類の中に、本人確認書類プラス同意書プラス親権者本人確認書類というふうにありますけれども、親御さんというか、親権者の確認書類としてはどういうものを提示するようにと義務づけているんでしょうか。

【ボーダフォン】 親権者様の本人確認書類としましては、一般の契約者の方と同じなんです

けれども、まず運転免許証、それから住民基本台帳カード、それからもしくは日本国のパスポート、それから健康保険証プラス住民票記載事項証明書等ですね。それから、クレジットカードプラス健康保険証、あとはちょっとマイナーなものですが、主にそういったものが該当してくると。一般の契約者と同じというふうにお考えいただければよろしいかと思います。

【G委員】 未成年者が携帯を買おうとしたときには、必ずそういった書類も必要だというふうに義務づけているわけですね。

【ボーダフォン】 はい、弊社の運営上はそうなっています。総合カタログの77ページにご説明をさせていただいております。こちらの後ろから1枚めくっていただきまして、左側のページに表があるかと思うんですけれども、そちらの個人の欄の真ん中のあたりに未成年というふうに記載があると思います。その右側の方を追っていただきまして、親権者の本人確認書類ということで、A、B、C、D、E、F、G、Hというような記載があると思うんですが、そちらの書類にて運用しているという状況でございます。

【I委員】 それって原本確認するんですか、それともコピーでいいんですか。

【ボーダフォン】 原本です。

【I委員】 原本を持ってきてもらうということをやっているんですか。

【ボーダフォン】 はい。

【I委員】 はい、わかりました。

【座長】 ボーダフォンはほかの2社と比べてフィルタリングに特に力を入れているとか、その特色づけというのは何かしているんですか、フィルタリングに関連してだけお伺いしたいんですけれども。

【ボーダフォン】 機能的には他社さんとほぼ同じかなというふうに理解はしているんですけれども、特徴的なものとしましては、第2世代のサービスにつきましては、移動機にアクセス制限をする機能というのを具備させていただいてまして、そちらの移動機が約1,000万台、弊社の加入者、合計で第2世代、第3世代合わせて1,500万台ですけれども、1,000万台にそういった機能を具備した移動機がユーザーの方にご利用いただいているということで、実際ユーザーさんがその機能をお使いいただいているかどうかというところまでは、弊社側で把握はできていないんですけれども、一応そういったアクセス制限の機能をご利用いただける移動機がかなりの数普及をしているという点は、弊社の中での特徴的な部分かなというふうに理解しております。【事務局】 事務局でモニタリングをさせていただきまして、各社共通でお聞きしているんですが、現場の販売員への徹底がされていないと。失礼な言い方かもしれませんが、特にボーダフォンさんについては、うちの社にはそういうアクセス利用制限というのはありませんと断言されるのが複数あるんですね。そして、子ども向けにいかがわしいサイトを見せたくないんですがと言うと何を説明されるかということ、通話料金の制限があるということ、そして通話時間帯の制限があると、この2つはきちり説明されるんですけれども、そもそもアクセス制限があるということを知らないということで断言される。そういうやりとりがあるのが複数あったんですが、何か現場への指導方法で気をつけておられることはございますか。

【ボーダフォン】 すみません、そういった状況があるということをお知らせしていただきたいと思います。基本的には弊社の方からは販売の代理店様の方に対してフィルタリングのサービスというものがあるという話と、それをユーザーさんに対してしっかりと説明していただきたいと思いますということで指導の方をさせていただいているという状況でございます。

先ほどごらんになっていただきました冊子等、こういったものの冊子をすべてのショップ等に配布させていただいていますし、機能については説明するようにということで資料を配布させていただいているという状況です。

【事務局】 販売店では冊子は黙って渡されるんですけども、販売員自身理解していないとか、そういうのがあつたらしいということで、渡すように言われていますから渡しますという機械動作だけなんですけれども、中身のことが徹底されていないように感じているんですけども、

【ボーダフォン】 すみません。その点については、申込書の方の重要事項説明の欄にも記載がございまして、申し込みを受け付ける際にその部分を説明するようにということで、代理店の方にも指導させていただいているという状況ですので、そういった指導が十分に行き渡っていないということだと思いますので、引き続ききちんと販売店さん、代理店さんの方に指導の方をしてまいりたいというふうに思います。

【C委員】 先ほどの方にもお伺いしたんですけども、ボーダフォンさんが青少年に携帯電話を販売される場合に、フィルタリング機能をつけてお売りいただいたのがどれくらいなのかということについては、把握をしておられますでしょうか。

それから、今まで販売された方々の中で、なお青少年に当たる年齢にある方はおられるわけなんですけれども、そういう方々にフィルタリング機能がつけられるよということを改めて告知をするというようなことはお考えになっておられませんでしょうか。

【ボーダフォン】 まず、告知につきましては弊社側もこれで十分というふうには認識しておりませんで、引き続き既存のユーザーさん、それから新しくご契約いただけるユーザーさんに対して周知の方を強化してまいりたいというふうに考えております。

それから、フィルタリングサービスをご利用いただいているお客様の実数といいますか、実際ご利用いただいている数なんですけれども、こちらにつきましては先ほどちょっとお話しさせていただきましたように、第2世代のサービスの方については、移動機側の機能として提供させていただいている関係で、実際にその移動機側の機能をご利用いただいているかどうかという数字というのが弊社側で把握できないという状況がございまして、そういった関係もございまして、何割のお客様にご利用いただいているとか、そういった数字というのは公表させていただいていないという状況でございます。

【C委員】 販売段階でフィルタリング機能をつけてお売りになったもの、要するに申し上げているのは、利用する側はフィルタリング機能の存在そのものもよく知らない。皆さん方はちゃんと知っていて、書類を読んでいただければわかりますとおっしゃっていますが、ユーザーの方々にはフィルタリング機能を知らない方がたくさんおられるわけですね。したがって、もしボーダフォンが青少年には有害な情報をできるだけ見せないように、携帯電話の有害性を子

どもたちにもたらないようにしようというふうにご努力をされるという立場でありならば、一つの方法としては、販売段階でフィルタリング機能がつけられますから、子どもたちが使うものはこういうものがありますよということを販売の段階でしっかりと告知をし、かつその告知の結果、どの程度の子どもたちがフィルタリング機能をつけたものをお買い求めになったのかということ把握をするということが、まず一番手っ取り早い方法として、いかなる啓蒙よりも手近な方法としてあるだろうと僕は思いますし、また現にお売りになった子どもたちについて、今フィルタリング機能をつけていない子どもたちについて、こういう機能を持ってきていただければ販売店の側でちゃんとつけられますと、持ってこられなくてもこの契約書のこの何ページにこういうものが書いてありますから、どうぞフィルタリング機能をお考えくださいと、保護者の方々、ご本人にご連絡をするということが一番手近なフィルタリング機能の啓発活動だと思うんです。一般的にポスターを何万枚配るよりもいい方法だというふうに思うのですが、そういう点についていかがお考えですか。

【ボードフォン】 すみません、ちょっと説明の仕方が悪かったのかもしれないんですけども、共同キャンペーンだけをやって十分だというふうには思っておりませんでして、弊社自体も個別のユーザーさんに対してきちんと告知、それからご案内の方をさせていただかないといけないというふうに思っております。

販売時において、特に未成年のお客様等でご契約に来られる際、それから親権者、親御さんの方がご契約に来られて、実際はお子さんをご利用になられるというようなケース、もしそういうケースが弊社側で把握できるような場合には、きちんとフィルタリングサービスというのがございますというのを個別にご案内させていただいているという状況ですので、そういった取り組みを引き続きさらに強化してまいりたいなというふうに考えております。

あと1点補足させていただきましたら、確かに契約者の方でお子さまのいらっしゃる一般的な契約者の方まで含めて、ポスターを見てくださいということはあまり実効性がないという見方もあるのかなと思うんですけれども、その点未成年者の方、12歳未満の方はご自分では携帯は買わず、ほとんどが親御さんがお買いになる。その際には、お子さん同伴かもしれませんが、我々はお手元にも渡っているかもしれませんが、「子ども用のボードフォンなら朝から晩まで安心、子どもが一日のトラブルと隣り合わせ、事前準備が必要」といった特別の資料をお渡しするというので、その場でお母さま、お父様の方からフィルタリングサービスを申し込んでいただけるというような環境をつくろうとしています。あと12歳以上から19歳までの親御さんの同意書と確認書類を持ってくれば、ご自分で携帯に申し込みできるという方につきましては、先ほど見ていただきましたパンフレットの後ろから2ページ目のところに親御様の同意書があるんですけれども、同意書の中にもフィルタリングサービスのことが記載されていますし、我々の社のこれからの取り組みとしましては、この同意書の中に親御さんの方からフィルタリングの申し込みをしますといったような欄を設けて、さらに親御様の方からフィルタリングを確実に行っていただけるような形をつくっていくということも取り組みとして考えております。

【F委員】 今のその話に絡むことなんですけれども、基本的なことですけれども、第2世代の携帯の場合には、フィルターをかけるかどうかというのは、端末を持っている方に選択権があるというか、自由に設定することができるわけですね。その理解でいいんでしょうか。

【ボーダフォン】 はい、そういう形になります。

【F委員】 そうなりますと、例えば他社の場合ですといったんフィルターをかけた場合に、それを変更する場合には、解除するのに窓口まで赴かないといけないと、そういうふうなワンクッションを置いて、子どもが勝手にフィルターを外してしまうということができにくいシステムを採用しているところもあるわけですね。ところが、ボーダフォンの場合にはそれを子どもが使い方さえわかれば、自由にフィルターをかけたり外したりできるということですね。

【ボーダフォン】 第2世代の移動機の機能につきましては、解除する際に暗証番号を入力しないと解除できないような形になっておりまして、親御さんの方で暗証番号を管理いただいて、お子さまが勝手に解除できないような形で運用していただくということをお願いさせていただいております。

【F委員】 暗証番号を親御さんが管理、そうですね。

【C委員】 先ほどの説明で、例えば13歳未満の方々にお売りするときには、こういうパンフレットを保護者の方にお渡しをするというふうに言っておられますけれども、その際にお子さんですから、このフィルタリング機能をおつけになったものを持たせた方がよろしいですよという形でご勧奨されているんですか、されていないんですか。

【ボーダフォン】 実際、その販売店で販売時の状況にもよると思うんですけれども、基本的に小さいお子さまがご利用になられるということがわかっているならば、勧めるというような形になっていくと思います。

【C委員】 青少年については、13歳以上の方についてはいかがですか。

【ボーダフォン】 同様ですね。基本的に青少年の方ということで、フィルタリングの方のサービスを推奨させていただいております。

【C委員】 それをボーダフォンの方から、そのように勧奨するよというふうにご指導されておられますか。

【ボーダフォン】 基本的には、フィルタリングだけではないんですけれども、迷惑メールの機能ですとか、そういったものはしっかりとご案内するよというので、販売店さんの方にも指導させていただいております。

また、干渉（勧奨）という言葉でご指摘いただくと、干渉（勧奨）しているのかなというのはちょっと疑問があるんですけれども、機能としてお勧めしているという状況ということになるかと思えます。

【C委員】 僕は非常に残念なんですけれども、東京都の条例ではちゃんと勧奨しろと書いていますよね。それは義務化されているんですよ。それはご存じありませんか。条例だから無視しているわけですか。

【ボーダフォン】 いえ、存じ上げています。

【C委員】 それはちゃんと指導していただかなきゃいけないし、現場のボーダフォンの販売店において、そういうことがきちんと行われているかどうかについては、把握するのが僕は少なくとも東京都の条例で課された義務だと思いますけれども、そういうことについてはいかがお考えですか。

【ボーダフォン】 条例の話は存じ上げていますし、それに基づいた販売店さんの指導というのをやらせていただいているというふうに理解しております。

(7) 自由討議

【事務局】 17年度の調査研究として、こちらにおられますB委員に座長になっていただいて、学校のアンケート調査をした結果をご紹介します。この内容は後ほどご覧いただきたいと思いますが、出会い系サイトの利用について、全体で2.6%でございますけれども、高校生の女子が4.2%ということでありまして、それが出会い系サイトを利用し、さらに現実に相手と会ったことがある人、それが高校生女子で45.8%、単純計算しますと100人に2人の子が相手に会っている。学級にしますと、50人学級があるとすれば1人、それぐらいの頻度だという調査結果が出ておりまして、これを深刻というふうにしております。警察白書にもこれらの部分を引用しておりまして、金曜日に公表しておりますので、この週末にかけて社説等で報道されてございます。

【B委員】 先ほどの数値、2.6%の少年、そのうち出会っている少女の割合についてお話があったのですが、我々の委員会ではこういう結果になったんですが、もう一つ同様の調査を私ども研究室の方でやっておりまして、対象の学校によって、この数字が大きくなったりもしております。ワーストケースは学校によってはかなり高率で出会い系サイトをよく使っている学校もあるし、出会っている割合も高いということもありますと付言しておきます。

それから、この報告書で先ほどE委員の質問と関係がございます。一つだけコメントをさせていただきますと思います。

報告書の方の少年インターネット利用に関する調査研究報告書、17年度でございますが、187ページですね。今回の報告書では積極的な社会的提言ということに委員会では合意しまして、踏み込んだ提言をしております。例えば、アクセス制限機能の初期設定化ということを私どもが提言させていただいた。このあたりが注目していただきたい点の一つです。

それから、改めて子ども達の携帯電話からのインターネット利用は保護者、教師にとって非常に見守りと指導が難しい、そういうメディアであるということもこの今回の報告書が裏づけしておりますので、そういう点も注意してお読みいただければ幸いです。

以上です。

【座長】 今日のゲストスピーカーのご説明でも学校現場の側が中心でしたけれども、携帯電話の利用に関して非常に問題があるというご指摘があったと思います。その意味で、前回配られました対応策の中で幾つか項目順に並んでいるわけですが、現状追認という選択肢、これを選べというご趣旨で書かれたわけではないと思いますが、これはちょっとあり得ない。

その後、携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害の防止に関する教育、意識啓発、これを行うことに関して異論は全くないわけですが、今日も出てきましたけれども、教育内容の中身をどうしていくかというのは今後いろいろ検討していく必要が指摘された。

もちろん文部科学省で中教審に基づいてきちっと指導要領を作って、中身を作っていくというのは柱なんです、それにプラスしてその時代の流れに応じたスピードに対応できる教育内容、リテラシーの問題なんかについて、ゲストスピーカーからの提言とかご賛同の意見なんかもあったわけで、それについても後でご意見いただきたいと思います。3番目の子どもが利用するにふさわしい携帯電話しか持たせない仕組みへの構築。今、B委員からご説明がありましたアクセス制限の問題については、今日もやりとりの中で具体的にいろいろあったわけですね。その中で具体的にどういう提言が可能なのか、またこの委員会としてどのような提言をしていくべきなのか。

それから、4番目、子どもに見せたくない情報を携帯電話に流さないようにする仕組みの構築と、発信者側の問題についても、何かご意見があればぜひ出していただきたいということですね。

それから、子どもに携帯電話を持たせない仕組みというのも、携帯を学校に持ってくると学校が荒れるという話は非常に重たい話で、それは親の自由というか、子どもの自由だということもあるかもしれませんが、害悪が非常に大きければ5番の問題も視野に入れざるを得ないかもしれないということで、今までも大分議論が詰まってきましたので、入り口としてはむしろアクセス制限、フィルタリングの問題がよろしいかもしれないんですが、ご自由にご意見を頂戴したいというふうに考えております。

【E委員】 ずっとお話を伺ってまいりまして、事業者の方もフィルタリングサービスの周知の取り組みをされていくということで、今後それが成果を上げていくことが期待される一方で、取り組みの積極性などについていくつかの指摘も出されて、成果が出し切れるのかどうなのかが微妙に見える面もあったように思われました。

そうした状況があり、また、子どもが自分の身につけている携帯電話から悪意あるサイトや情報にアクセスできてしまい、しかもそれが小学生にさえ拡大している現状の危険性を考えますと、アクセス制限機能の初期設定化も検討の対象になっていってよいかというふうには思っております。具体的には先ほど少し質問させていただきましたけれども、フィルタリングを入れるほうをデフォルトとしておいて、希望すればそれが解除できるという方法でございます。

先ほどオブザーバーの方から、誰がどういうふうにフィルタリングサービスを決めて何を選んで入れるのが問題になるというお話がありまして、確かにそういうこともあるかと思うのですけれども、業界のほうで議論をして、どのような方針でいくかを定めることはできようかと思っております。例えば12歳以上のものはとりあえずシャットアウトするものを何か入れましょうとか、そうした概略を決めて、あとは業者が何かフィルタリングソフトを入れていくということでもよいのではないかと考えております。そのときに、フィルタリングソフトもいろいろなものがあり得るわけですから、そういった複数のものをそれぞれの業者が選んで、機種

によって分けておけば、ユーザーは、業者間あるいは業者内でも自分のニーズに合ったものを選ぶことになり、業者が何をに入れるべきかという問題もかなり解決していくのではないかと。

また、例えば、コンピュータを買ったときにも検索エンジンのヤフーが最初から入っていたりします。これは、ユーザーの情報活動に影響するものですが、ユーザーなどとの合意によるものではなく、コンピュータ業者が任意に入れているものに思われます。こうしたものはすでに存在しているとも言えるように思われます。

フィルタリングサービスをデフォルトとしますと、普及や啓発の徹底という点では強力と言えます。最初にフィルタリングを選ばなくてはいけないわけですから、フィルタリングということについて考えて、その特質を理解できます。それから、何といてもフィルタリングが入ったままの状態が最初ですから、それ自体ですでに普及していることになります。アメリカでもテレビの暴力番組や不適切番組とされるものをシャットアウトするためにVチップというシステムが導入されましたが、それは結局普及しませんでした。Vチップとは、テレビの中に内蔵されていて、ある操作をすると使えるようになって、不適切な場面が映らないというものだったのですが、操作をしてそれをオンにするのに手間がかかったことが原因の一つであると指摘されています。取り組みのために何か余計なことをしなければならぬということになりますと、それは普及を遅らせるものになることが危惧されます。

それから、もう一つ重要なことと思いますのは、フィルタリングをデフォルトとして希望すれば拡大できるとする場合、当然そのときには親が同意して行うわけですが、そのときにどのフィルタリングソフトにしようかということを選ぶということです。例えばもっと緩いのでいいとか、これだと行き過ぎで必要なものも落ちてしまうとか、このジャンルはいろいろ情報がほしいのでここだけは緩くしたいとか、親子で議論をしたうえで、そういう取捨選択をします。このときに、親子ともども、フィルタリングというものについて考え、その特質を理解できるわけです。これは最初の購入時にどの機種を選ぶ時点でも生じることにもなり得ますが、いずれもメディアリテラシー教育として意義があると思います。

そういうことからしますと、フィルタリングソフトとして多くのものが開発されていて、その特質というのが明らかにされていて、どのようなニーズにはどのソフトが対応するということが分かりやすく整理されているという状況があるのとよいかと考えております。

自由を制約する問題につきましては、実は私自身もメディアの自由というのを大事にしないではいけないと思っている人間で、さらに、ネットについては特別の意味もあろうかと考えております。従来のメディアというのは、テレビ局にしても新聞社にしても少数の人だけが特権的に情報発信できる状況がございました。しかし、ネットは、誰もが発信できる点で非常に貴重なメディア、市民のメディアであり、自由を縛っていくのはよいことであるとは思わないのですが、ただ、子どもに関わるネットの悪用による危険性が非常に大きくなってしまい、むしろフィルタリングソフトがしっかり入って機能するということがないとならないと、今度は発信自体を制約していくことの要請が強まってしまふことが危惧されます。これは本当に自由を損なう事態でありまして、ネットの自由をむしろ守るために、フィルタリングソフトが普及して機能

するということが必要なのではないかというふうに思っている次第でございます。

【C委員】 E委員にお尋ねですけれども、その際に対象とする子どもの年齢は先生は何歳だとお考えでございますか。

【E委員】 他のメディアと同様に18歳とすれば区切りはわかりやすいかと。ただ、段階があると思います。例えば12歳とか15歳とか18歳でありますとか。これらに合わせて、フィルタリングソフトが開発され、年齢に合わせて提供されるような状況になれば一番いいだろうというふうには思っております。

【B委員】 対応方針について、これについて一つだけコメントをさせていただきたいと思えます。

対応方針の2番のところですが、学校教育、PTAとの連携による家庭教育の推進と、それから地域における取り組み、私の立場では2番と4番のところを特に従来より重視しながら地域活動をやってまいりました。

ちょっと指摘しておきたいのは、特に保護者が啓発をされる対象というふうにはずっと見なされているのはこれは間違いではないか。実際にPTAの保護者の中には、コンピュータの専門家もいますし、それから携帯電話会社の社員の方もいらっしゃる。かなりインターネットの本質についても十分理解をし、子どもを指導、教育できる個人的には能力をお持ちの方も現実にいらっしゃる。私の方では、そういう市民の子どもの最終責任者である保護者を中心に、各自自治体の教育長、教育委員会がそういう保護者と学校の教員と一緒に取りまとめて、例えば生徒指導の先生を中心にして、そして現実的な問題を一つ一つ解決しながらリテラシーというものを獲得していくという連絡協議会を先週設置いたしました。

最終的には、地域ぐるみの全く新しいインターネット時代の子育て、教育の仕組みを作るということに僕は尽きるのではないかと前から考えておりますので、そのことについて申し上げます。

【座長】 ご指摘のとおり、教育の問題が非常に大きい。どういう教育をするか、後でまたその協議の中身でネットのリテラシーの問題なんかについても、先ほどゲストスピーカーからお話があったことをきっかけにまたご議論をいただきたいと思うんですが、先ほどE委員から出されましたフィルタリングをデフォルトとして置いて、それを外せるという形で何とかいけないかというのは、一つこの委員会の大きなポイントになると思います。

【F委員】 私は非常に大賛成です。とりあえずとり得る非常に実効性の期待できる方法じゃないかと思えます。

ただ、一つだけさっきボーダフォンの話を聞いて、ボーダフォンはそういうフィルタリングの技術自体にももしかしたらそれで風穴をあけてしまうんじゃないかという、非常に危惧を持ちました。一応暗証番号というようなことで、一つの歯止めをかけようということですが、皆さんご存じのように暗証番号というのは簡単に破れますし、親が考えそうな暗証番号なんていうのは、すぐ子どもはわかってしまいますので、それから暗証番号を子ども自身が設定するということも危惧されるので、いろいろなそういう心配はあるんですけれども、まずデフ

ォルトの状態でおんにしておいていただくというのは、ものすごい大きな違いだと思います。

非常に簡単な出発点の違いですけれども、ボーダフォンのような保護者の目の届かないところで変えてしまうようなことがあり得る場合には、暗証番号についての管理について、念入りに説明していただくとか、デフォルトオンの状態でお発するわけですね。そうすると、多くの保護者はそれでやっていきたいという意思表示をされるのではないかと思うんですね。だから、次にそれを子どもが安易に変えてしまうという、それをいかに予防するか。本当の意味で保護者がちゃんと同意して、自己管理をさせようとして、それでやっていくんだっいたらいいんですけども、保護者の目を盗んで変えられてしまうとなると、それは非常にゆゆしいことなので、その場合はボーダフォンのシステムがちょっと非常に気になるところです。

【I委員】 2点ございまして、今のフィルタリングのお話について、私も基本的に非常に魅力的な案かなというふうに思います。ただ、状況として先ほどの穴を抜けてしまうのではないかというようなところが根本的な考え方としてはあり得るのではないかと思います。

それで、一つ教えていただきたいんですけども、先ほどVチップの話がE委員から出たんですけども、そういうやり方とかがとられているような先進例というものはないんでしょうか。それともここで今話されているのが先駆的な方法なんでしょうか、そこら辺いかがでございましょうか、教えてください。

【C委員】 東京都の青少年健全育成条例はそういうふうを書いておりまして、スタンダードなものとしてフィルタリング機能のついたものを子どもたちに持たせるように進めなければならないというのを事業者になんか義務を課しております。ただ、今日来られた方々はみんな恐らくそういうことはご存じないのか、無視をされているのか、たかだか東京都条例だということだと思います。ほかの国はまずそんなことは考えてないでしょうし、他県の条例でもそういうことは聞いたことはありませんし、法律でもそういうものはないでしょうからということだろうと思います。

【オブザーバー】 今のI委員のご指摘に関して、例えばフィルタリングのようなアプローチでの違法・有害情報対策というのは、日本だけの問題ではございません。例えば端末を通じていろいろな問題が生じているということで、フィルタリングアプローチのようなものは当然広められているということは承知していますが、例えば何かアプリオりにこの一定のフィルタリングを何歳の子どもにデフォルトで提供するであるとか、あるいはそのようなことを推奨するとか、そこまでのアプローチをとっているというのは、今のところ私は思い当たることはございません。

と申しますのは、先ほどの私のご説明でも何回か触れさせていただいており、E委員からもご指摘がございましたが、例えば業界団体の方で12歳未満については、フィルタリングをデフォルト・オンで提供すると決めても、フィルタリングはホワイトリスト、ブラックリストの違いがありますし、アプリオりに12歳未満についてはこのフィルタリングと決定し、利用者の同意をとらないでオンにしてしまうというようなことを業界の方で本当に詰め切れるかどうかというようなことも、念頭に置くべきではないでしょうか。

それから、これは携帯を契約するときに、未成年者の方が利用する携帯電話でも、親が契約者となって子どもに使わせるといったような場合もかなり多いと思いますが、その際小学生低学年も高校生もいるといったような場合について、どこでデフォルトをかけていくかといったような話もあるではないかと思っています。

それから、これも先ほど申し上げたかもしれませんが、今インターネットを取り巻く環境というのは非常に激変してきておりまして、携帯端末だけではなく、例えば任天堂のDSなどでもインターネット接続ができますし、情報家電もございます。また、PDA（個人用の携帯情報端末）もございます。フィルタリング業界の方と話をする際には、よくモバイル端末、あるいはモバイルフィルタリングと言いますが、これは何も携帯だけの話ではございません。携帯電話以外の話など、必ずもっと広い視野で話をされていますので、携帯端末だけを対象とした義務づけというのは、アプローチの方法として実効性があるのかなど、ぜひよく議論させていただければありがたいと思います。

【G委員】 今のE委員からの案に私も非常に賛同するところが多いんですけども、これをデフォルトにするというのは、どの程度義務づけるのかというのが難しいところだと思うんですね。推奨する、勧奨するといっても事実上はなかなかそれがうまくいかないということですよ。そうすると、もっと厳しい、何か一番厳しいのはペナルティーを科すということでしょうけれども、そこまでいっちゃうのか、あるいはそうではなくて勧奨というレベルを全国的に徹底するようにするのかとか、そうになっていくと今度は東京都の場合、それがうまくいっていないというのは、携帯のメーカーも何が何でもそれをぎりぎりやってほしくないというのもあるでしょうし、それからさっきから話を聞いていると店での説明がうまくいっていないということなので、例えば店の方に行政の指導が入るとか、監査が入るとか、そういう何かチェックをするのかとか、いつかの段階で検討をしたらもう少し具体的な提言になるんじゃないかなという気がします。

【A委員】 今のG委員の意見はまさにそうだろうなと感じるんですけども、現実に規制をかけるといってもということですのでごく難しさがあると思うんですね。例えば、私自身の教え子が今そういう携帯電話のショップで働いているんですけども、とにかくたくさん契約を上げなきゃいけないわけですよ。その子は契約の内容もよくわかってないですよ。でも、とにかく契約数を上げなきゃいけない。正規のショップでそういう状態ですから、量販店なんかの説明というのはもっとずさんなわけですよ。多くの子は量販店で買う場合も多いわけですよ。というのは、多少なりとも安いからですよ。だから、ショップだけで目が行って、量販店はどうなるのかというと、そこを具体的に考えていかなきゃいけないと思うんですね。

さらに言うと、今挙げてくれたキッズメニューにしてもアクセス制限にしても、これはすべて私の感覚では小学生に対しての規制でしかないというふうに思うんですよ。というのはキッズメニューのメニューを見たらどうかというと、みんなひらがなで書いてあって、あれは誰が見ても小学生に対してのメニューとしか受け取れないですよ。それから、アクセス制限にしても12歳以上は親の同意書を持っていったら自分で契約書に書き込めるわけですよ。子ども

たちはこれだけ持っていけばいいんですよ。これを持って行って、窓口に行って、自分でこれとこれとこれでこのコースでというふうにやれば終わりなわけですよ。つまり自分のイニシアティブでアクセス制限をかけるかかけないかを定めることができちゃうわけですね。

だから、そういう意味ではそれをアクセス制限を義務づけるというのは非常に難しいことだろうと思う一方で、今具体的にできることというのは、お店に対して徹底指導プラス中学生、高校生に対して何をするのかという、具体的な中高生、特に中学生が入り口になってきますから、入り口の段階でしっかり教育すれば、高校生も変わってくる可能性がありますから、具体的に中学生に対してどの程度の規制を具体的にかける必要があるのかという、まさに具体案をまず浮き彫りにする、その上で対策を練っていくしかないんじゃないのかなと。私は先ほどの3社の話を聞きながら、何か私自身も勉強になりましたけれども、よりどんよりした気持ちになってきました。とにかく売ろう、売ろう、契約数を増やそう、増やそう、この3社は競争し合っているわけですね。

先ほどもちょっと言いましたけれども、以前 a u さんが学割を出したときについてグレーゾーンから踏み込んだんだと本当に思ったんですよ。これは今までは中高生に携帯電話を渡していいものか、悪いものかと、すごくグレーな部分だったんですけども、私がずっとこの十数年子どもと一緒にいる中で、一気にまず普及したというのが第1段階はあれだったと思うんですよ。地域振興券、中学3年生に3万円だけ渡してあのお金を使って親が高校1年生になるときの子どもにぼんと携帯電話を買い与えたのが第1期で、第2期の一気に普及したのが学割だったような気がするんですよ。そういう歴史的経過を今さら検証するよりも、することも大事でしょうけれども、具体的に中学生にどのハードルを保障するのか、そこのところを今特にこの委員会でより明確にする必要があるのではないかなというふうに感じました。

【座長】 全く同感なんですけれども、だから年齢を幾つにするかというのすごく難しいと思うんですけども、12歳では低過ぎて、18歳ではちょっと上過ぎちゃって、16歳とか、中学生とか、それはまた詰めてということだと思うんですが、A委員のご意見に関して全く同感なんです。ある意味では逆手にとって、あの3社は売りたいとしようがないんですよ、3社が足並みをそろって売れるならやるんだと思うんですね。世の中のためになることをやりたいとは思っているんだと思うんですよ。KDDIさんだってNTTさんだって、決してただ売ればいいというだけじゃないと思うんですよ。それは仲間で集まってスタンダードをつくって、入れなきゃ売れないよ、でも、入れたら必ずどこかで売れるよというものにすればいい。子どもの確認は難しいと言うけれども、KDDIさんが学割をやったじゃないですか。学割というのは証明書がなきゃだめなんでしょう。学割でうんと安くするかわりに、これがオンしたもののしか売らないと、そのかわりちゃんと身元確認できる。

我々法律屋というのは、厳密に考えるところもあるんですけども、100%全部漏れなくというのは無理だと思うんですよ。やれるところからやって行って、中学生ぐらいで、ただ総務省さんが絶対に一步前に出ないとそれは動かないと思うんですけども。ただ法律をつくるとか何とかじゃなくて、業界団体に基準はつくらせる。これで全員が用意ドンで横並びで行く

と。日本中でこれが載ってない、オンしてないものは売ってないという形に何らかの形で合意して持っていけば、子どもに関して理論的には通信の自由を犯すんじゃないかという議論、例えば16歳、15歳に関してこういうものをチェックすることは、本当は見たいものが入っているのを害するから憲法上の権利を害するという議論は、私はしなくていいと思うんですね。あとはテクニカルに子ども確認が難しいとか、どこの社のものにするか、スタンダードづくりが難しいとか、これは全部乗り越えられるんじゃないかという感じはするんです。

ただ、ちょっと時間がかかるのと、彼らの側に立って考えたときには始まったばかりなんですよね。だから、よくここまで来たという見方をして、もう一步頑張りましょうよという形で、ともに前に進んでいくみたいな形で彼らを巻き込んでいく方がリアリティがあるかなと。ただ、パーフェクトなものを作ろうとすれば、絶対詰まっちゃうといいますが、難しいような気もするんですが。

【E委員】 業界団体の方で方針を検討するとしても、なかなかきちんと決め切れるかなというのをオブザーバーがおっしゃられました。確かに大変なことかと思うのですが、テレビゲーム業界がレーティングについての決定をしてそれを実行しているなど、いろいろなメディアの業界団体がコンテンツの制約に踏み込むような自主的な取り組みをしているところもあるわけでございます。特に私は、携帯電話によって小さな子どもまでもが悪意あるサイトや情報にアクセスできてしまうなどの危険性は、他のメディアの問題と比較しても、ずっと問題性が大きくて、対策が求められている状況であると思っております。そのため、携帯電話問題の対策については、いろいろな困難はあるかとは思いますが、何とか乗り越えることが必要なのではないかというふうに私は思っている次第でございます。

それから、私が一番懸念しますのは、フィルタリングがもしすごく普及したというときに、今度は「フィルタリングが入っているからこれで安心だ」というふうにみんなが思うようになることでございます。フィルタリングが普及しても、いろいろな抜け穴というのはもちろん出てくるでしょうし、いろいろな新しい事態も発生してくるかと思えます。そうしたことがありますと、フィルタリングだけに頼るのではなく、最終的には保護者や、子ども本人が問題に対抗していく必要があるかと思われまます。そのため、教育的な活動というのはずっと続けていかなければいけないものと考えております。

【J委員】 委員資料3番のレベルでのことで議論が進んでいて、フィルタリングをデフォルト・オンにするというのはとてもいい考えで、まずできることなのかなと思うんですが、それを思っていたときに4番にも私はちょっとこだわりがありまして、今のデフォルト・オンだったら、子どもにステータスオフenseとして子どもだから見てはいけないという考えで進んでいるわけですよね。だけど、子どもを対象としたロリコンの映像だとか、すごい残虐サイトとか、あれというのは大人だったら見てもいいのかなとか、あれを野放しにしておいてもいいのかなとか、多分表現の自由との兼ね合いというのがあって、個人的には何か麻薬だとかと同じレベルで、そういうのを野放しにしたままでいいのかなと。テレビなんかでもある程度の規制はかかっているわけですし、多分4番は業者とかも3番と違って大きい3社が全部

を取り仕切っているというような形ではないので、コントロールが非常にしにくいんだとは思いますが、このところをもう少し次の手だてとして押えておく必要があるんじゃないかなと個人的には思っているんですが。

【座長】 後で資料を出して、4番の部分、これはさっきE委員のご発言にもありましたけれども、表現の自由とかにかかわってくるので、ただご意見のような考え方が強くあることも認識しているし、また問題状況も非常に深刻ですので、それは後でもう一度議論させていただきたいと思います。

この整理でいきますと2番と3番ですね。2番の教育の中身については、これは学校、教育現場のことですとどうしても文部科学省がお伺いいただくという面が強くなるわけですが、それに関してこの委員会として発言をどうしてもしておいた方がいいということがあればまとめておきたいし、あと3番は先ほど大体方向性が見えてきたと思うんですが、というか、それだけぼわぼわとしていると方向性でもないよと言われるかもしれないけれども、全体としてはフィルタリング機能みたいなものを原則オンしたものを売って外せるような形で取り組めないかというのをこの委員会の提言として出していきたいということですね。そのさらに細かい内容についてどれだけ詰められるというのは時間の関係もあると思います。

【H委員】 デフォルト・オンということなんですが、もっと踏み込んで18歳未満には最低限のフィルタリングは義務づけるというんでしょうか、18歳未満が使用、あるいは占有するようなインターネット端末においては、いわゆる有害図書指定に該当するようなレベルのわいせつ情報等については、シャットアウトするような仕組みをつけたものしか売ってはいけないというぐらいの規制があってもいいような気がいたします。ただ、これはだからもう一方でほかの掲示板等については、ペンディングをしてある程度緩くしないとまずいとかということがあるので、内容に応じて基準を決めていくしかないんだろうと思うんですね。

しかし、少なくとも18歳未満について禁止というのは、ほかのメディアでは十分やっていることです。それは徹底できるのではないかと。幾ら望んでも外せないというような仕組みでいいんじゃないかと、18歳になるまでは外せないということでもいいんじゃないかと思えます。

例えば、ほかのメディアですとスカイパーフェクトTVなんていうCS放送、衛星放送では、アダルトコンテンツを見る場合には成人である証明書を出すというような仕組みはありますよね。つまり別のことを考えれば未成年だって本人確認ができている場合には、自動的にカットしてしまうと、そういうことは仕組みとして十分できるのだろうと思えます。

一方で、通話とかメールとかウェブとかさまざまな機能の中で通話はほとんど問題ないということが出てきていますよね。ですから、インターネット端末としての規制なんだということにして、通話とかメールについてはまた別途考えて、基本的には自由でいいというような、メールは若干問題もあるんですが、通話については自由でいい、通話のみの端末であればどんな子どもにも安心して持たせてくださいよと、相手の番号もわかるから、そんなにおかしいことはないでしょうなんていうこともできるんだろうと思えます。ですから、もうちょっとデフォルト・オンより踏み込んだ議論をしていただいていた方がいいのではないかとということでございます。

【C委員】 E委員のデフォルト・オンのお話でしたが、これは僕は手段だろうと思うんですね。ある状態を実現するための手段であろうと思うし有力な手段であることは間違いないんですけども、その前提として、この委員会として、今のH委員のご発言のように、これはちょっと年齢で少し難しい問題が生じて、それは実はE委員のご提言の中にも、あと解除するときにどういう基準で解除するかということ和社会全体として認めるのかということにも、いずれ問題になるわけですけども、前提として今のH委員の議論をしっかりと議論しておいていただければ、委員会としての何か揺るぎない意見ができ上がるんじゃないかというふうにも思っています、その点について委員の先生方のご意見を願えればと僕は思います。

【E委員】 フィルタリングにいろいろな段階をつけて、例えば12歳、15歳、18歳、そのどれを選ぶかということをおと一緒にお子どもが議論して決めるという図式、だからどれを選んででも自由というのが私自身の考え方でございます。それで、通信の自由ということに対して一応こたえることができるのではないかというふうにお思っています。

【座長】 H委員のニュアンスというよりはちょっとご意見は違うわけですけども。

【E委員】 何かしらアクセス制限のあるものしか18歳未満に売ってはいけないとして、その後については、保護者と話し合ってお選べるというような仕組みでよいのではないかとお思っているんですけども。

【座長】 その際にH委員、誰かが決めるわけですよ。オブザーバーが再三にわたっておっしゃっておられるように、18歳未満にこれは見せちゃいけないという、これを誰が決めて、それはどんな内容なのかという非常に難しい問題があるので、そこは親とお子どもに任せようやという、E委員のようなご意見が出てくる。あるいはもうちょっと全体としてこういう情報が流れてくるから気をつけるよということが、啓蒙段階で広く知れ渡るような努力がもちろん前提となっておというような形になろうかと思うんですけども、H委員はその点についてはどういうふうにお考えですか。

【H委員】 基本的な方針として、法律で有害情報、わいせつ情報とかというふうにお限定しての情報ですが、それは見せない仕組みをつけたものしか売ってはいけないというふうにお明記し、その後については例えば監視する立場の人が時々見て、各社の履行状況について意見があれば述べるとかというような形でいくとか、あるいは第三者機関を業界団体で作るとか、それはほかのメディアでもやっていることですから、そんなに難しいことではないように私は思うんですけども、難しいことがあるのであれば伺いたいです。

【座長】 法律的に法令で縛っちゃうやり方が一番有効かどうかはワンクッションあると思いますね。さっき申し上げたように、自発的に業界団体がやったものの方が守られやすいというようなこともありますので、それはちょっとまたテクニカルな問題は置いておくとして、私なんかが見ていますと、違法情報と有害情報の区別ですね。私はほとんどないんじゃないかと。今ネットワークのことや何かでいろいろやっおいて、有識者の会でお警視庁で175条、わいせつ物として取り締まるかどうかを審査しているんですね。

その基準と有害情報として青少年に見せちゃいけない情報とどれだけ差があるかと、ほとん

ど私は同じじゃないかと。性器がもろに映っていけばいけないというけれども、有害情報のほとんどの部分は性器がそのまま出ていますよね。ちょっとぼやかしがあったりというのが微妙にあるかもしれないけれども、だから幅があって、こんなわけつなというのが、親から見て子どもに見せたいというような感情は非常に幅広くありますけれども、今必要なのは最低限18歳未満のサイトに違法情報は絶対流しちゃいけないと。性器や性交場面が自由に見られるような画像、少なくとも世の中で見ちゃいけないとほぼ9割の人が合意できるようなものだけは、少なくとも青少年のサイトからは見られないようなフィルタリングをかけていいんじゃないかと。

そこから出発してもうちょっと広げていくという方向にしないと、何が違法の外側の有害かというのを議論し出しますと、今ネットワークなんかで非常に一生懸命やっていたいいるんですけれども、すぐには固まらないんだと思うし、またそこは動くんじゃないかなという感じがするんですけれども、今の野放し状態に対して一歩前に出ることが何より重要で、本当にひどい。今日の話もかなりショッキングですが、性器そのものを写したものが平気で学生の間で流通して、見せ合うみたいな状況はとりあえずなくそうよということです。ネットですからどうしても外国からはそういうのが入ってきちゃうわけで、それをフィルタリングできるようなものは最低限各社共通のコンセンサスとして、これはまずいでしょうと納得できるところで動き出していただけたらいいのではないかとというのは本音としては持っているんですけれども。

表現の自由とか何とかと、我々の世界ではポルノは表現の自由という議論はありますけれども、本当の絶対的なポルノは表現の自由の埒外なんです。春画とかポルノというのは法的に保護に値しない。アメリカだってそうですよ。だから、そういうところから出発しないと、チャタレイ夫人の何だとかのレベルになっちゃうとそれは難しいと思うんですけれども。

【F委員】 私はH委員の積極的な考えに大いに賛成でして、デフォルトオンというのはまずとり得るすごくいい方法だと思うんですけれども、逆に言うところになると可能性もすごくあると思いますし、ポータフォンのようなシステムですと、実効性がほとんどないんじゃないかなという気がします。ですから、ある年齢ごとに応じた一定のフィルタリングを義務づけるという方向が確かにちょっとハードルは高いですけれども、どこまで実現できるかわからないですけれども、そういう方向性を打ち出して、まずはデフォルトオンからということになるかもわかりませんが、それが非常に必要なんじゃないかなと。

まず、押えておかなきゃいけないのは、日本というのは非常にちょっと特殊な状況に置かれているということだと思うんですね。先ほどもお話がありましたけれども、ほかの外国ではこういうふうな携帯問題というのはあまり大きくなってない。その一つの要因としては、携帯からウェブへの接続が許されている国というのが非常に特殊だという状況があると思うんですね。それを日本が通信立国といいますか、国策としてコンピュータの方では負けてしまったので、通信の携帯技術の方で巻き返しを図ろうという、非常にそういう大きな国策的な意味もあって、結構この部分は自由に規制緩和をどんどんやってきたんだと思います。だから、子ども

がその部分のちょっと犠牲になっている部分もあると思うんですね。ですから、その辺を子どもの部分は聖域ですので、そこまで犠牲にしてしまったらちょっと困ると思うんですね。だから、そこがちゃんと子どもを守ってやってという、その辺が必要なんじゃないかと思います。

【オブザーバー】 一連の議論を拝聴させていただきまして、先ほどC委員からも大変厳しいご指摘をいただきました。フィルタリング、その他のいろいろな事項について、例えば代理店や販売店などできちんと勧奨されていないのではないかとすることは、確かに先ほど事務局からもご報告がございましたが、そのようなこともあるのではないかと考えております。これは多分フィルタリングだけの話ではなく、重要事項説明には契約条件や料金などをきちんと説明しなさいというルールがあるわけがございますけれども、例えば販売代理店は行う場合には、例えば二次代理店、三次代理店、四次代理店という形になりますので、現場まで行くと指導がなかなかできていない部分もあるのではないかと考えております。そういった部分については、また原点に立ち戻り、きちんとルールに基づく指導など、子どもへのフィルタリングだけでなく、きちんと行っていかなければいけないと考えております。

それに加えて、先ほどからデフォルト・オンの議論が続いておりますが、例えば携帯電話業界だけにデフォルト・オンの義務づけを行うことや、あるいはその対応可能性について検討も必要でございます。例えば、先ほど申し上げましたけれども、ゲーム業界など携帯端末以外の業界はどうするかというようなこともございます。何よりも難しいと思いますのは、またこれを言いますと、有害情報については規制といったようなお話もあり皆様方に集中砲火で怒られてしまうかもしれませんが、有害情報というのは何か、どこまでのものなのか、あるいは誰に対してのものなのかということ、先ほどご説明したように総務省での研究会でいろいろ議論させていただきましたが、ここが非常に一番難しいものでございます。ですから先ほど私は違法情報と有害情報というものは全然違うものではないかということをお申し上げさせていただきました。

違法情報であれば、確かに構成要件を素人が判断するのが難しいということはあるかもしれませんが、日本は法治国家ですので、きちんと法律で決めて、きちんと振り分けができるということです。それを一歩踏み越えて、例えば違法ではないが、誰かにとって有害というようなものについて、事業者、事業者団体、民間、あるいは役所がそういったものを本当に線引きできるのか、あるいは線引きしてよいのかどうかというような議論というのは、この場ではほとんど出てきておりませんが、一般論としてあるのではないかと思います。

例えば、業界団体が仮に自主的に何歳までにはここまでのフィルタリングをかける、何歳までにはこういったものをフィルタリングすることになると、それは後から外せるのだからいいのではないかと、だから利用者の同意もとりませんというようなことは議論として当然あり得ると思いますが、そのようなことを仮にすると、逆の立場から表現行為との関係はどうなるのか、誰がどういうウェブを見てよいかということ勝手に事業者が判断してよいのかという議論が当然あります。仮に業界団体が決めるとなると、今度は業界団体が集中砲火を受けるということになるのではと考えておりますので、その部分につきましてはぜひご留意いただければ

大変ありがたいと思っています。

ただ、業界自身も先ほどは少し説明がうまくいかなかったような部分がありまして、かなり誤解を与えたような面もあるかとは思いますが、先ほどフィルタリングアクションプランでも申し上げましたとおり、取り組みは始まったばかりです。今始めたばかりで、これから一生懸命取り組んでいこうというところでございますし、またフィルタリングメーカーやゲーム業界で議論をしていますが、根本的にまだ認知率、あるいは問題に対する認知というのは、先ほども40%程度という数字が出ていましたが、まずはそこから上げていく、それからそれでもだめな場合は、また一歩進んでいくべきではないかという議論も別の機会ではされているところもございます。もちろん、ここでのご議論は私も真摯に受けとめておりますけれども、今後またご議論を深めていかれると思いますので、そのような点もぜひご留意いただければ幸いです。

【G委員】 確かに、オブザーバーのおっしゃるように、今いろいろな取り組みが始まったばかりでということだと思っておりますけれども、たださっきのあれで気になったのは、例えばNTTドコモがH委員が具体的な数字を聞いたのに答えていただけなかったですね。つまり現状はどういう状況だと、それに対して我々はどういうことをやっているんだと、そして何%上がったからこれを続けていきたいとか、そういうふうにもっと透明化する必要があると思っておりますね。だから、その情報を共有できないで、「やっているんですから、やっているんですから」と言われても、多分みんななかなか納得できない。だから、その部分だけでももっと透明化するようという指導みたいなものはできないですかね。

【オブザーバー】 大変重要なお指摘だと思っておりますし、そのようなアプローチというのは大変大切だと思っておりますし、総務省としてもいろいろな形できちんとやっていきたいと思っております。

【座長】 ですから、総務省のお立場も非常によくわかるし、ホットラインなんかで有害情報を何にするか決めるので侃々諤々やっていて、その業界団体とプロバイダの人たちや何かともかなり重なってくるわけですよ。特にマンガをどうするかとかということで、この会自体が非常に注目されているし、私なんかにも脅迫メールが来たりとか、ただそういうことを気にしていたらやってられないんですよ。有害図書なんかは現に公が決めて違法の外に動かしているじゃないですか。あれは私から見たら狭過ぎると思うし、違法とほとんど変わらないとさっき申し上げたけれども、でも一応違うという形でも動かせるわけだし、徐々に徐々に動かしていけば、私は必ずコンセンサスとまではいかななくても、動かせるんじゃないかなと思っているんですけれども。

【G委員】 ただ、さっきオブザーバーのおっしゃった中で、何か携帯だけをやり玉に挙げているような印象を持たれるとするとよくないなという感じはするんですね。今、携帯が特に教育現場とか、そういうところに差し迫った問題なので、とりあえず先行して議論したんだけど、私たちの議論というのは携帯に限らず、いろいろな情報に囲まれている子どもたちをどうやって守っていくかということだと思っておりますね。

さっきF委員の方から、そういう通信とかそういうのをあまり制限なくどんどん開発していこうというのが日本の特徴の一つだというふうにおっしゃいましたけれども、それと同時に感じるのは、この日本社会は子どもと大人の境目がすごくはっきりしなくなっていると思うんですね。子どもをどんどん大人にしていこうとするような商品があふれていたり、あるいは子どもを商品として使っていく大人たちが多くて、子どもの子どもの時代を守っていくということが大きく私たちのとられた、つまり一種の日本の文化といたしますか、そういうものを大きくとらえて、その中で携帯電話はどうなのか、あるいはインターネットはどうなのか、ゲームはどうなのかということだと思っんですね。

だから、もちろん携帯電話について具体的な提言を出すのはいいですけども、全体的なものがあった中でこれは携帯電話であり、これがこっこのそのときのメディアの対策であり、でも同時に言論の自由とか、そういうものを守るためにどうするかというのをトータルで提言していけるといいのではないかなというふうに思いました。

【C委員】G委員の言うことに賛成です。それで、中間報告のことがございましたけれども、そこをある程度目標にはしなきゃいけないんですが、マストではとてもありませんし、ではありませんけれども、携帯電話という非常に重要な問題について、この会での議論の状況をまとめて、ある程度の方向性、今日の中でも規制の具体的な方法だとかということについては、いろいろな意見が出ているわけですが、これで行こうというような議論がなされたわけではありませんし、まだE委員のご発言とH委員のご発言の間にも少し埋めるべきものがあるかと思っます。

そこら辺についても今後更にご議論をいただければというふうにも思っますので、ただちょっとこの今日の結構深まった議論を少し事務局の方でまとめさせていただいて、中間報告の一つのちょっとたたき台みたいなものを近々に作らせていただいて、先生方にお配りした上で、それで少したたいていただいて、もしうまくまとまっていくようであれば、次回にそうしたものをださせていただきます、ご検討いただいた上、それで大体了解だということであれば中間報告で出していくというふうな形にさせていただければ座長、ありがたいんですけども、いかがでしょうか。

【座長】私も同じような感覚でいたんですけど、よろしいでしょうか。G委員がおっしゃるように、全体として見てからというものもありますが、そうするとまとまるかどうか非常に不確定な部分が大き過ぎるので、携帯である程度まとまって、それ以外のゲーム機云々というものもすぐにまたというと、またそれをいろいろ研究してというとゲーム機のことや何かというのは時間がかかりますよね。ですから、ひとまず携帯が問題があるということははっきりしているわけですから、携帯についてこういう提言をして、ほかの分野に比べて圧倒的に大きな問題であるということもほぼ間違いありませんので、今、C委員がおっしゃったような形でちょっとメモを作っただけにことにして。あとこれについては残った時間で、さっきご指摘があった児童ポルノのことを素材に、そこがだからE委員とH委員の話が埋まる部分につながる面もありますので、ちょっとあとご議論いただきくのと。

あとぜひ2番の教育の問題についてもまとめられる部分はまとめていただきたい。そんなに異論はないんだけど、今日非常に具体的なご指摘もありましたので。教育の素材なんかはあれだけ3社がああいういいものをつくっているのなら、ばらばらじゃなくて、それを学校現場にうまく利用していけるような道ができればいいとか、具体的なものはありましたよね。それを何かまとめて、また今ご指摘があれば伺った上で、残った時間、あと30分ぐらいなんですけど、ご用意いただいた児童ポルノに関する資料を素材に、こういうものを本当に子どもに見せていいのか、それをチェックしたらどうなのかという話にちょっと進みたいんですけども。

【C委員】 先ほど学校における携帯電話の問題についての対処の仕方、具体的には持って来させるかどうかという問題と、携帯電話の危険性についてきちっと教えているのかどうかという2つの問題について、学校現場の対応というのは定まっていないという状況が明らかになってきたと思うんですけども、この点について学校はこうすべきだというようなことを当研究会として提言するということについてはいかがお考えでございますか。これはちょっと一つの論点ではあるかと思ひましてお伺いするんですけども、先生、その点についてご見解をいただければ。

【座長】 これは、ただだからもちろん文部科学省の委員も入っているわけですけども、学校現場の教育内容そのものに踏み込んだ議論をこの委員会でどこまでできるかというのは、ちょっと留保しておかないと、外からこういう問題があるので、文部科学省さん、考えてくださいよというスタンスが基本的にないと、この場で決められる問題ではないんじゃないかと。さっきの総務省の問題ももちろんだからある程度お願いしなきゃいけないという部分もあるし、ただこういう問題がありますよというのを明確に指摘するということは非常に重要だと思うんですけども、ただここで出てきた学校現場にこういう教材が役に立つ、こういう動かし方はいいのではないかということも文部科学省にも聞いていただくという道をつけるというのは、非常に意味があると思うんですけどもね。

この会は警察庁を中心に動かしたりすると、犯罪とか少年の問題とか有害情報とかをもとに、そこを核にして問題を指摘して、そこに必然的につながる部分について来ていただいた各省庁を通して、各省庁に政策に反映していただくと。主体は各省庁であるという線は崩さない方が安全かなと。あと一つ上の内閣の段階でいろいろお考えがあって、そこでまた下りてくるという問題もあり得ると思うんですね。そこへのルートも全くないわけではないので、ただ議論していけばどうしても学校の問題というのは非常に重要であるということは明らかですので、お集まりいただいた皆様のご意見は貴重なものでそれを集約して、この委員会の報告としては出していきますけれども、政策を執行する部分の各省庁の枠は非常に重要であるということだと思ひます。

【事務局】 たたき台を作る上で、2番の教育の問題とたたき台にぜひ加えてほしいというご意見がありましたら、この場でいただきたいと思ひます。

【G委員】 さっきも言いましたけれども、販売業者に対する教育ですね。学校での子どもに対する教育だけではなくて、販売業者に対する教育をもう少し徹底する。だから、つまりメー

カーを通じての指導だけではちょっと今話を聞いていると、それを一生懸命やったださいというふうに言うのはもちろんですけども、それだけではどうも十分ではないような気がするので、例えば地方自治体の青少年の健全性にかかわるところがそういうところに対して指導をすとか、そういったところをもう少し盛り込んだらどうかと聞いていて思いました。

【E委員】 教育のことですけども、学校教育の話がずっと出ておりますが、社会教育も重要であることも言わなくてはいけないのではないかと思います。学校教育ですと、子ども一律に授業をしますけれども、情報環境なりメディア環境は子どもの家庭によって違っていますので、先生としては指導しにくいところがあると伺っておりますし、何よりも過激な映像を見せたりとか、ストレスのあるような状況に追い込むことは学校ではできないわけで、指導にも限界がございます。これについて、家で子どもが危険な情報に触れていたり、その痕跡を保護者が見つけて、そこで適切な指導をすることは非常に重要なことと思います。ですから、学校での教育だけではなくて家での教育、そのためには保護者を啓発しなければいけないということになりますけれども、そうした社会教育が大変重要であると考えております。

【A委員】 まさに親の教育に尽きると思うんですけども、実は学校教育でできることは一番最初の話にもあるように限界が確かにあるんですよ。授業時間数もあるし、さまざまな限界があると思うんです。例えば今現在中学校の修学旅行なんかはどうなっているかという、安売り合戦とか、いろいろな企業が入ってきて、実は生徒たちにみんなに携帯電話を渡すんですね。GPSでどこにその班がいるかということもチェックすると、これが現実の今新しいタイプの修学旅行の形なわけですよ。

そうすると、携帯電話を持ってくるなという教育をしておいて、でも親のニーズとしてはとにかく安全を守ってほしいと、修学旅行中の事故がないようにしてほしいというニーズも当然ありながら、それにこたえる形で旅行代理店が修学旅行のプランニングをしているわけなんですよね。修学旅行でも何度かいろいろな地域の修学旅行に行きましたけれども、恐らく3割から4割、本当はもっとなのかもしれないですね。それぞれが携帯電話を旅行代理店から持たされながら自由行動をしているみたいな現状があるわけです。だから、親がどういう中学生像を求めるのか、そもそも修学旅行が一体何なのか、そういう本質的な教育議論をしていかないと、単純に携帯電話云々というだけで解決するような問題じゃないのかなというふうに教育に関しては感じます。

【K委員】 全く同じなんですけれども、親への教育とか啓蒙と言われるとちょっと引いちゃうので、具体的に子どもが携帯を持ったときにどんなことを親としてすればいいのかということ具体的に知りたいんですよ。例えば、オレオレ詐欺とかのときにどう注意しろとあるじゃないですか。あのぐらいのレベルで、親にとっては子どもってそんなに何十人、何百人抱えるわけじゃないので、とにかくこれだけ知っておいた方がいいよというメッセージをつくり出していただかないと、それをずっと言い続けるということが一番大事で、それはいろいろな専門家の方のお知恵を本当に一般にもわかるように伝えていただければ、それが一番多分効果になるんじゃないかと私も思いますけれども、当然それは先生にも伝わると思います。

【D委員】 いろいろとお話しただいて、保護者としてのお話なんかは非常に親としては矛盾した感覚を持っているんですね。私どもの方が調査しますと、何のために携帯電話を持たせたかという、居場所を知りたい、これがすごく大きい。ないしはいつでも連絡がとれるというところで、携帯電話を持たせるのが最初のきっかけのようなんですが、先ほどお話ししましたように、保護者は学校への持ち込みはどうだといったらば、65%の親はだめだと言っているわけです。結局、今のお話をしますと、そうすると親の管理下にいる間だけは電話を持たせて、それ以外は学校に行くのが今は8時、9時から6時、7時まで学校とすれば、それ以外の時間に持たせて、学校に持たせることについては反対だと、非常に保護者として矛盾して、まだどうしていいかわかってないのが正直な現状だというふうにご理解いただいた方がまずいいのかなというふうに思っています。

それで、生徒にとっては先ほどお話ししましたように、学校の持ち込みの禁止に対しては反対だと、5割が反対なんですね。持っていきたいと。これはいろいろな目的においての今はコミュニケーションの手段として、子どもたちとして重要なツールとして利用されているということは、これははっきりとしているということで、保護者、親から見ればそういう意味で今いろいろお話をいただいた、規制をいただくという、規制をするという問題の前に、親子、また学校と保護者として、この携帯電話に対して、それからほかのメディアに対してどのようにこれを接し、要はメディアリテラシーという問題なんですが、これを具体的にお互いにどのようにしていいかということを進めていかなきゃならないというのが今の私どものPTAとしての現状です。

日本PTAとしての活動としては、環境委員会というのがございまして、この中で従来テレビを含めての調査をしているんですが、携帯電話、インターネットの具体的な詳しいデータが集まってきているのはここ四、五年の成果ですので、その意味ではまだ十分に保護者に対してこの成果、またこの問題点についてお互いに工夫しているというふうにはまだ正直なところ思っておりません。幾つかのデータの中では新たなe-ネット、私どもとしては利用する形で、e-ネットキャラバンや何かを利用させていただいて、保護者と生徒と具体的にどのような問題があるのか、認識していこうということを発信しようというところまでが今の現状ですので、まずは知り、それでそれをお互いに共有して子どもたちにも含めて教育していくという、教育としての長いスパンも必要なのかなということもおわかりいただいて進めていければなというふうに思っております。

ただ、具体的にはどのような問題点があるかということだけは早急に出して、その問題について話をしていくということも必要だというふうに思っていますが、子どもたちに知らせるためには保護者の理解がまだまだ進んでないというのが正直なところですので、その辺をPTAとしても早く周知をしていきたいなと思っておりますし、この矛盾の問題点をどのように理解をしていくのかも今後話していきたいなというふうに思っています。

【座長】 ありがとうございます。

教育の問題については、まとめるというのはさっきのフィルタリングの問題よりはちょっと

もやっとした感じになるかもしれませんが、いろいろなレベルでの子どもに対してとか親に対してとか、それから教育の中身についてもいろいろ議論があると思うので、これは一応今日のものを取りまとめでいただいで……。

【H委員】 すみません。これはかなりいろいろやっているんですね。今も少し出ていますけれども、そういったやっている取り組みを踏まえていただいでから提言していただかないと、教育についてはあまり実効性のある議論にならないと思います。さっきのe-ネットキャラバンについても、私も編集委員になって、文部科学省で小学校6年生に配ろうと、「ちょっと待ってケータイ」というパンフレットを今作っていただいでいます。これは携帯事業者にできないメッセージを発しようということですね。最近起きた事件の事例などを小学生が読んでわかるようにして並べています。あるいはNHKで「ケータイ社会の落とし穴」という番組を昨年作りまして、8月3日に再放送になります。そういういろいろな取り組みはあるので、もしよければそういうものを踏まえていただいで議論していただくということが必要だと思いますので、必要であればまとめてご紹介したいとも思いますし、今の段階でどうこうということではないのかなというふうに思います。

【座長】 わかりました。今の取り組みの中で落ちているものについて定義していくというスタンスは非常に重要だと思いますので、もうちょっとそこを踏まえてということですね。

(8) 事務局説明

(9) 自由討議

【座長】 ちょっとお話が広がっていくというか、横にずれていってしまう。携帯の問題とはぴったりは重ならないんですが、非常にある意味でネット社会でこういうものが流れることによって、流れることによる害とか、流れる被写体になることのダメージといいますか、青少年を害するという意味では、別の意味も含まれているわけですが、何かご質問とかご意見とか。

【H委員】 携帯の話ともかかわっている部分というのは、モデル募集のところだと思うんですね。これはほとんど携帯電話で募集しているというふうに私は認識しているんですが、それに間違いのないとするならば、こういうモデル募集みたいなサイトにアクセスできない仕組みというのができてくると、ある程度対策にはなるのかもしれないなと思います。ただ、被害児童を減らすというか、なくすというか、そういう方向での取り組みがまずは重要でありまして、見てしまう大人への対策というのももちろん必要なんではしょうけれども、まずは子どもを守るということからするならば、モデルというものを募集させないというあたりから議論していけばいいのかなというふうに思います。

【G委員】 質問なんですけれども、例えばここに載っているようなものを一般の雑誌でこういった情報を載せた場合にはどうなりますか。例えば、その雑誌について、わいせつ図画とかそういうので何か捜査が行われるとか、そういうことになるレベルのものですか。

【事務局】 そうなります。

【G委員】 そうなると、インターネットでそれを流す媒体があるわけですね。つまり雑誌と同じようにメディアですよ。そのメディアに対して、こういうものを載せたらいかんという指導はされているのでしょうか、それともされているけれども、全然効果がないのか、どういふふうになっていますか。

【事務局】 行政指導というか、まさに犯罪ですので、それで取り締まりをしているわけです。

【G委員】 つまりこういうものをネット上に載せること自体を、つまりこれをネット上に載らなくても例えば暴力団がいろいろ売るとか、そういうものはあると思うけれども、ネットでこれだけ流布するのはなぜかという、簡単に売ったり買ったりできるからだと思うんですね。だから、インターネットというのはメディアの一つであるわけですから、メディアとしての責任、例えばプロバイダの責任とか、そして……。

【H委員】 これ自体が載ってないんじゃないですか。サンプルが載っているのと、あとウイニーとか、そういうファイル交換ソフトで映像自体は交換しているのとDVDの販売かなと私は理解しています。

【G委員】 このサンプルはそのものが犯罪になるわけですよ。

【H委員】 サンプル自体は問題かもしれません。

【座長】 この写真全部がネットに載っているものなんですよ。

【事務局】 ネットのものです。

【H委員】 これはサンプルですよ。

【座長】 ネットに載っているんでしょう。

【事務局】 載っています。

【座長】 だから、サンプルとして……。

【H委員】 もちろんサンプル自体が問題でしょうけれども、本編はファイル交換ソフトとDVDで流通ということですよ。

【事務局】 そうです。

【C委員】 僕は質問したいんだけど、実在する児童のポルノ画像というのがあるよね。この1号、2号、3号、これをインターネットで流すことは何か罪になるの。

【事務局】 これはわいせつ物に当たります。

【C委員】 何でそれを検挙しないの。

【事務局】 しているんです。

【C委員】 だから、雑草を刈るよというたとえがまさにあって、要するにこれはもうあっちこちに流布して消せないわけね。

【事務局】 そのホットラインをどんどん切っていますから、業者に警告して閉鎖させていますけれども、それよりももちろん検挙しなくちゃいけないですけども、新手のもの、既に検挙しても懲りない者については削除させ、新手のものについてはどんどん摘発していると、ついこの前も逮捕しています。

【G委員】 摘発しているのは、これは売っている業者ですか、それともこれを例えばサンプル画でも違法なわけですから、違法なサンプル画をこうやってインターネット上で、つまり不特定多数にそれを提供しているプロバイダ自身も取り締まりの対象になって、検挙の対象になっていますか。

【事務局】 資料2枚目で言うと、要するに販売する業者がサイトを開設して買いませんかと言っているもので、右側の暴力団と企業は去年中にほとんど検挙したんですが.....。

【C委員】 プロバイダは検挙できないのか。

【事務局】 幫助でやろうと思えばできます。

【C委員】 検挙した事例がありますか。

【事務局】 事例としてはございません。ただ、プロバイダがどれくらい公然陳列、わいせつ物なり児童ポルノをこういう公衆の目に触れるところに陳列した状況について、知情性といいたいでしょうか、どれくらい状況を知っているかとか、そういうようなことに応じて幫助なり、そういうものを問える可能性はあろうかと思えます。ただ、現実的にはまだ検挙した事例はございません。

【G委員】 何か警告とか、そういうのもされてないんですか。

【事務局】 この場合は、完全にこれは、刑法のわいせつ物公然陳列なり、児童ポルノ法の児童ポルノ公然陳列に当たります。これは捜査の対象になりますので、警察としてのアクションは捜査をやっていると。ただ、雨後の筍のようにどんどん出てくるので、それが追いついていないという状況です。

これは違法ですからそうなりますけれども、それに違法とは直接当たらないようなレベルのものについては、これはプロバイダなりに削除を要請していくと。ただ、これは強制的な行為ではないので、結局プロバイダ当人や掲示板の管理者とかの判断で、削除するかしないか決めているという状況です。

【G委員】 例えば、グーグルで検索するとこれくらい出てくるというんですけれども、グーグルでこういうのを出さないようにということは、協力は求められる、あるいは技術的にできないんですか。

【座長】 それを子ども版の子どもの携帯を端末にしたパソコンでは、こういうものが出せないようにしようというのがフィルタリング。

【G委員】 でも、これは犯罪だから、大人だってだめなわけですね。だから、犯罪にかかわるものを検索して提供してはいけないということにはならないんですかね。それは実際罪に問えるかどうかかわからないけれども、例えば企業イメージとしてこういうことはよろしくないんじゃないですかと、指導するということは、あるいは協力を求めるということはできないんですかね。フィルタリングの技術があるのであれば、グーグルぐらいの技術力を持っているところだったらできると思うんですけれども。

【C委員】 これかどうかわかりませんが、そういうふうにしてグーグルにお願いしてやってもらっているものもたくさんあるんです。これは多分捜査の対象だからということで、

警察は追っかけるのを対象にしてやっているだろうと思うんですね。ですから、グーグルでやっちゃうと捜査しづらくなるということもあるのだろうとは思いますが、もうちょっとこれは次回までにどういう対応をしていくのか、実際に調べてみたいとは思いますが、

【事務局】 検索エンジン自体は無理なんですが、関西援交といったことで検挙した新聞記事も全部出ますから、それも一律排除しちゃうんですね。今の技術的に、だから関西援交の中でこういうわいせつなものだけ検索に載せないということは技術的にできない。だから、「関西援交」という文字が入ったものを全部消すということはできます。そうしたら、まともな報道記事まで全部消えてということがある。

【G委員】 でも、そういう検索のワードとか、そういうのを例えば映像つきとか、いろいろな条件はできると思うんですけども。

【事務局】 多分、関西援交というサイト、それは結局グーグルで検索しても出てこないようにするためには、サイト自体を根絶するというか、サイト自体を削除してもらうというのが一番よろしいんじゃないですかね。要するに、グーグルで検索して関西援交というキーワードを入れると、それについて論じたもろもろのサイトまで引っかかってくるような話になりますので、一番効果的な方法としては、今言ったようにサイトそのものの削除を依頼していくべきだと、こういった状況だと考えています。

【G委員】 依頼しても、消せないところもあるわけですか。

【事務局】 それは任意ですから、消さないところもございます。

【座長】 ですから、理念の世界、建前の世界で明らかに175条に違反しているものはいっぱいあるわけです。すぐつかまえばいいじゃないかといっても、もうそれをやっていくのが大変な作業、だからそれに対してどう対応するかというのが大きな課題ですよ。ネット社会におけるわいせつ物の扱いというのは、本なんかでこういうものをたくさん出せば、それはもっと対応は簡単なんでしょうけれども、ネットの社会だと非常に難しい。随分抑えても、それと世界が相手ですし、そこのところは大変なんだと思うんですけども、ただ児童のやつが特に児童ポルノ法があるから特に厳しく対応しているということなんですね。警察で同じような裸のわいせつ写真なんかがいっぱいある中でも、児童、特に……。

【事務局】 そうです。優先度としてはこれですね。一般のわいせつのは腐るほどあるんですけども、その中でも限りある人的資源でこれに力を入れているということです。

【J委員】 すみません。後学のために教えてほしいんですけども、児童ポルノを製造するときにモデル募集サイトに女の子がモデルに応募をすると、どんなふうにして犠牲になっているんですかね。つまり脅されるとか騙されるとか、お金をもらえるのかとか、一見普通の女の子は応募するときには普通のモデル、裸にならないやつかなと思っている子もいるだろうとは思いますが、行って裸になることとか、絡む場面とかを撮るといときには脅されたり、暴力をふるわれたりしてそうなるんですかね。

【事務局】 13歳未満の子については強姦で立件しておりますけれども、それ以上についてはお金をもらって対価をとるようにということで、流されるとまでは思っていないと、それが後

でわかってショックを受けると。だから、一対一の間についてはある程度 of 了解もあり、それで立件するときにはお金をもらってれば児童買春、あるいはそうでなければ条例の淫行ということでやっているの、かなり厳しい。対象の子も家出したり、家庭内の不遇だったり、差し障りがあるかもしれませんが、親から性的虐待を受けている子だったり、いろいろな事情があるんですけども、後遺症として残るのは、一番は世の中に出回ってしまうということの精神的ショックですね。

【J委員】 すみません。今お伺いしたのは、今ちょっとおっしゃった、こういうところに応募して、ある程度のお金をもらって、流されるとまでは思わないけれども、はまり込んでいくという女の子の家庭の事情とかを見ると、家庭内でも前段階としてすごい虐待を受けたり、縛られたりしている子が多くて、その子がちょっと何か家出しようと思って、お金を稼ぐとなると、援交とかモデルとかが一番早いので、そのあたりのところも考えないと、結局モグラたたきだけしても、フィルタリングだけではなかなかおさまらないのかなと、この場合は思います。

【事務局】 すべてがそういう子ではないんですけども、逆にこの事件の結果、立ち直り支援というものに力を入れているんですが、保護者とともこういう家庭環境だからこういう事態になったんだということを保護者を含めて指導して、立ち直りをしている子も中にはいます。今はまさに警察とそれとの葛藤の最中です。

【C委員】 また後日詳細はご説明する機会もあると思うんですけども、13歳未満の子どもについては同意があっても強姦罪として処罰されると。13歳以上の子どもたちは同意があればどうかということになると、各都道府県で長野はありませんけれども、淫行処罰規定というのを条例で設けていて、一番重いところは2年以下の懲役ぐらいの罪があるわけなんです。それはその程度のもので許されるわけです。ですから、これはこの中で強姦された子どもは別にしても、同意をしてやった子どもたちをこういうふうにした相手というのは、2年以下ですから、初めてであれば執行猶予つき、これは罰金もあります。

【G委員】 どうして13歳なんですか。結婚できるのは16歳というぐらいなのに……。

【C委員】 そこで、そういう疑問があって、例えばイギリスの例を申し上げますと、イギリスもやはり13歳で切って、同意があっても強姦罪という規定があるんですが、それに加えて16歳未満の子どもというのは、同意があってもチャイルド・アビューズとして、何と14年以下の懲役という法制を作っているわけです。要は子どもといかなる理由があれ、遊ぶというのは許されないよというのが基本的なスタンスとしてイギリスにはあるわけです。イギリスだけじゃないんです。スウェーデンもフランスもみんな同じなんです。日本だけなんです。

それが一つはこういう犯行を広げている一つの要因ではないかというふうに思っていて、これは携帯電話の問題よりも、もう少しそれ以前の問題でして、こういう子どもに対する性行為について、社会全体としてどう考えるのかということをしかり僕はメッセージを発しないと、この種の問題はおさまらないんじゃないかというふうに思いまして、所持しているやつだけでも罪にしたいと思っているんですけども、僕はそれよりも前に、こういう問題について国が何も言わないで都道府県の条例にゆだねているという、その状況がいかなものだろうという

ふうに、国の公務員でありながらそんなことを言っていてしょうがないんですけども、そういうところについてももう少し議論があって、この研究会として意見を発してくれれば、僕は盛り上がってくるところもあるんじゃないかというふうにも思うんですね。また要請があれば、イギリスの状況はかなり詳細を調べたりもいたしましたので、ご報告申し上げられるかと思えます。

(了)